

## 参考資料

- 1 千葉県特別支援教育推進基本計画・・・・・・・・ 78
- 2 中間評価の実行体制・・・・・・・・ 93
- 3 千葉県障害児教育研究推進会議委員一覧・・・ 95
- 4 パブリックコメントの結果・・・・・・・・ 97
- 5 用語解説・・・・・・・・ 107

# 1 千葉県特別支援教育推進基本計画

## I 「千葉県特別支援教育推進基本計画」策定について

### 1 計画策定の趣旨

近年、県内の盲・聾・養護学校や小・中学校の特殊学級等に在籍する児童生徒は増加するとともに、障害は重度・重複化、多様化の傾向にあります。また、障害児教育に対する本人・保護者の要望は高まり多様化しつつあります。

国においては、教育基本法が改正され（平成18年12月22日公布・施行）、教育の機会均等に関し、『国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じる』規定が設けられました。また、学校教育法等の一部改正が行われ（平成18年6月21日公布、平成19年4月1日施行）、障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、児童生徒等の障害の重度・重複化に対応した適切な教育を行うことができるよう、従前の盲・聾・養護学校を障害種別を超えた特別支援学校とするとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒等に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うなど、特別支援教育を実施する規定が定められました。

県教育委員会では、障害児教育の世界的な潮流や国の動向、県の障害者施策などを踏まえつつ、平成15年6月に「ノーマライゼーションの進展に対応した障害児教育の検討会議」を設置し、平成18年3月に「千葉県の特別支援教育の在り方について（提言）最終報告」を得たところです。そこで、本計画は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画とします。

### 2 計画の性格及び策定方針

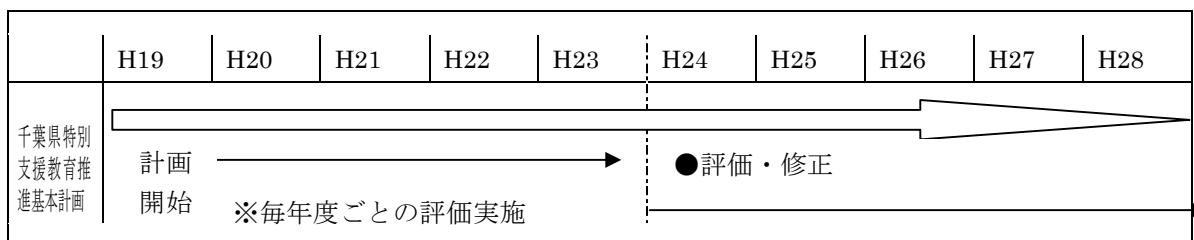
- (1) 5～10年の中・長期的な計画として策定する。
- (2) 障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援と、関係機関の支援ネットワークの構築を柱とした、総合的な基本計画とする。
- (3) すでに策定された、県の関係する計画（「あすのちばを拓く10のちから」等）で示された基本的な事項を踏まえ、タウンミーティングやパブリックコメントで寄せられた県民の意見を参考に、教育戦略ビジョンと連携しながら策定作業を行う。

### 3 計画の推進期間

計画の推進期間は、平成19年度から平成28年度の10年間とする。

基本計画の実現を図るため、適宜計画の見直しや修正等を行う。

各事業については、今後実施計画を立てて施策展開を図る。



## II 本県における障害児教育の現状と課題

### 1 本県の障害児教育のこれまでの取組

障害のある幼児児童生徒の教育について、本県では障害の種類や程度、発達段階等に応じて、小・中学校の特殊学級や通級指導教室、盲・聾・養護学校における教育等、適切な教育の場を充実させてきました。

特に、養護学校義務制実施以降、児童生徒の自立と社会参加に向けて、すべての県立養護学校に高等部を設置し、障害の重い生徒の教育の機会の充実を図ってきました。その後、軽度の知的障害のある生徒の受け入れのため、平成9年度に職業学科を設置する高等部のみの養護学校である流山高等学園を設置し、後期中等教育の充実を図ってきました。

学校や教員の専門性の向上については、昭和45年、全国に先駆けて県特殊教育センター（平成15年度、県総合教育センター特別支援教育部として組織改編される）を開設し、障害のある幼児児童生徒の教育相談をはじめ障害児教育の調査・研究と教員の研修事業に取り組むなど、障害児教育の推進を図ってきました。さらに、盲・聾・養護学校教員の採用枠を設け、免許保有者を採用するなど専門性のある教員を確保してきたところです。

このように、本県の障害児教育の充実を図るため、さまざまな施策を講じてきたところですが、前述のとおり、障害のある幼児児童生徒に対する教育の充実を図るための新たな支援の仕組みづくりが求められています。

## II 本県における障害児教育の現状と課題

### 2 早期の教育相談の現状

乳幼児期の子どもの保護者が、養育上の悩みなどを相談するため最初に訪れる機関や場は地域によって実情が異なり、県内全域で十分整備されているとは言い難い面があります。

こうした中、県内各地で徐々にではありますが、行政と学校、親の会、関係団体等との連携による早期の教育相談支援体制を整備する動きが現れています。本人や保護者の願いや要望等が多様化している状況を踏まえ、乳幼児期や学齢期における教育相談の実施にあたり、以下のような新たなパートナーシップの形成を目指した取組が始まっています。

- (1) NPOと県との協働による相談事業
- (2) 親の会など、当事者団体への就学説明会の実施
- (3) 市教委と市障害支援担当課の連携による早期の療育相談や教育相談の実施
- (4) 広域（2市2町）で発達相談を実施

今後、各関係機関や団体等が連携し合った早期の教育相談支援体制の整備が求められています。

### 3 小・中学校の現状

#### (1) 特殊学級の現状

県内の小・中学校における障害のある児童生徒に対する教育については、特殊学級等設置校を中心にその推進を図ってきました。特殊学級の設置状況は市町村によって異なり、拠点となる学校に特殊学級を複数設置して教育の推進を図るところや、それぞれの学校に特殊学級を設置するところなど、市町村ごとに特色がみられます。

特殊学級については、知的障害、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害及び情緒障害の学級を設置しており、知的障害と情緒障害特殊学級の児童生徒数は、年々増加傾向にあります。

## (2)通級指導教室の現状

平成5年度から、小・中学校の通常の学級に在籍する言語障害、情緒障害、難聴の児童生徒に対して「通級による指導」を開始しました。平成13年度から、聾学校において県内2地域で通級指導教室を開設し、聞こえや言葉の指導を自校や地域の小・中学校において実施しています。また、平成18年度にLD、ADHDの通級指導教室を設置しました。

平成18年度現在、言語障害97教室、情緒障害12教室、難聴5教室、LD、ADHD5教室の計119教室を設置し、児童生徒数は小・中学校合わせて1,698人となっており、昨年度に比べ171人の増加がみられます。

## (3)通常の学級におけるLD、ADHD、高機能自閉症をはじめ特別な教育的支援を必要とする児童生徒の現状

近年、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の中で、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する理解と適切な支援の在り方をどのように充実するのか、指導・支援にあたる人材の育成も含め、喫緊の課題となっています。

県総合教育センター特別支援教育部における来所相談や巡回相談の件数の中で、LD、ADHD、高機能自閉症等に関する相談の割合が高くなっています（表1、表2を参照）。

(表1) 来所相談におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の年度別相談件数

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
相談件数の合計	314	330	285	370	371
LD等の相談件数	65	83	121	173	219
LD等の相談件数の割合(%)	20.7	25.2	42.5	46.8	59.0

(表2) 巡回相談におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の年度別相談件数

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
相談件数の合計	111	116	61	116	108
LD等の相談件数	28	34	26	41	41
LD等の相談件数の割合(%)	25.2	29.3	42.6	35.3	38.0

## 4 盲・聾・養護学校の現状

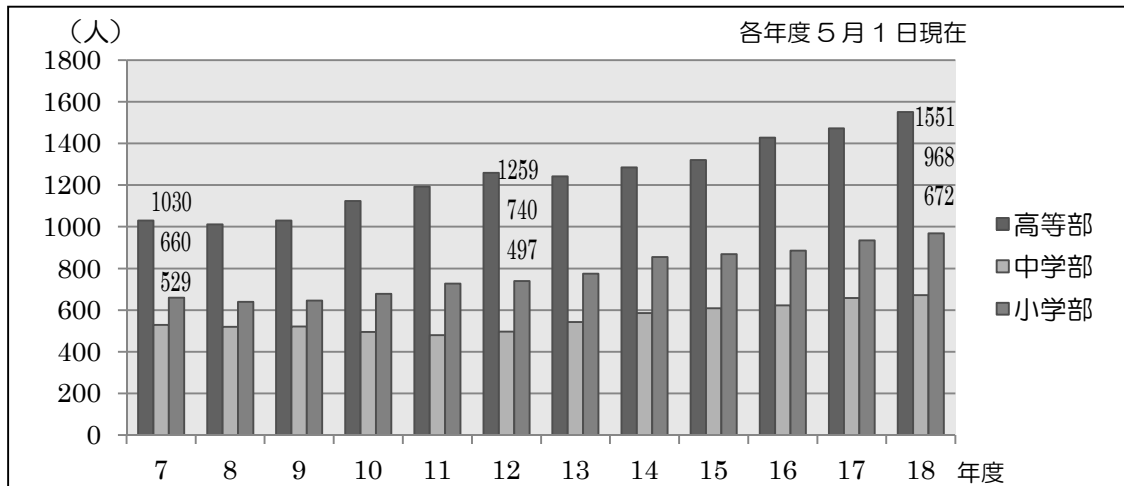
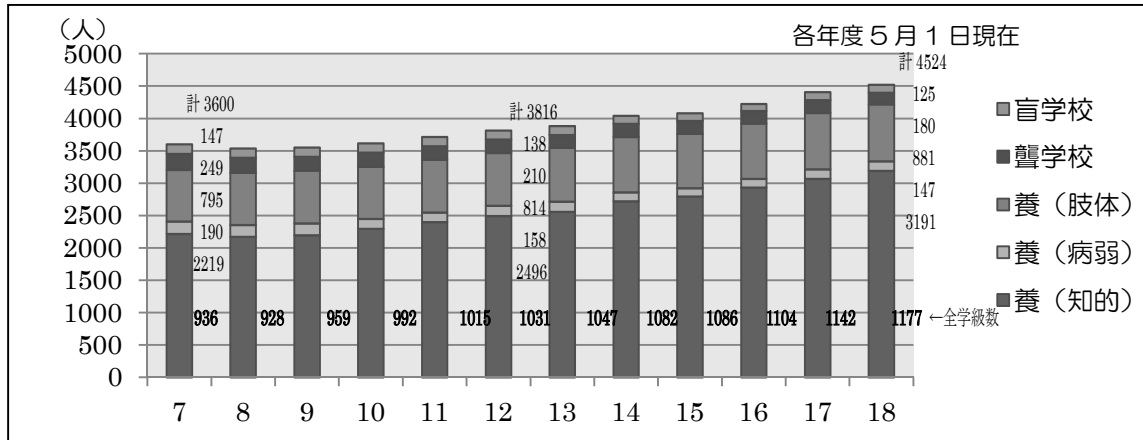
### (1)児童生徒数の増加

本県では、これまでに県立の盲学校1校、聾学校2校、養護学校26校を設置し、障害のある幼児児童生徒の教育の充実を図ってきました。また、県内には市立の養護学校が4校設置されています。平成7年度から公立盲・聾・養護学校（県立29校、市立4校）の全幼児児童生徒数は年々増加しており、平成18年度にはこの10年間で最も多く、4,524人となっています。それに伴い、学級数も増加しています。

特に、知的障害養護学校に在籍する児童生徒数の増加がみられ、全幼児児童生徒数が増加している大きな要因となっています。中でも、高等部の生徒数の増加が著しく、障害の程度が軽度から重度までの生徒が在籍することになり、個々の生徒に応じた指導内容・方法の充実が課題となっています。盲・聾・養護学校の中には、教室の不足や食堂、体育館等の狭隘化の状態が続いているところがあります。

さらに、長時間通学で心身に負担がかかっている児童生徒がいることなども問題点として指摘されているところです。

(グラフ3) 公立盲・聾・養護学校幼児児童生徒数の推移



(2) 障害種別の学校における在籍幼児児童生徒の実態や指導内容

① 盲学校

県立校が1校設置され、幼稚部、小学部、中学部、高等部及び専攻科が設置されています。全盲児と弱視児の幼児児童生徒数はほぼ同数の在籍があります。小・中学部で重複障害のある児童生徒の在籍が60%近くになるなど、重度・重複化の傾向にあります。

指導については、全盲児には、主として触覚と聴覚を活用した指導を、弱視児には一般文字を拡大するなどして指導しています。また、中途失明者の自立更生のための教育相談も実施しています。

② 聾学校

県立校が2校設置されています。千葉聾学校は幼稚部、小学部、中学部、高等部及び専攻科を設置しており、館山聾学校は幼稚部、小学部、中学部を設置しています。聾学校では、近年重複障害のある児童生徒が在籍するようになり、指導内容・方法の開発がされています。

指導については、聴覚の活用や適切なコミュニケーション手段の活用を図りながら、幼稚部からの言語指導を基に、各教科等の基礎学力の向上を図るとともに、職業教育の充実に努めています。

③ 養護学校

ア 知的障害養護学校

県立・市立を合わせて22校の学校があり、ほとんどの学校が小学部、中学部、高等部を設置しており、多くの児童生徒がスクールバスにより通学しています。在籍児童生徒の障害は知的障害をはじめ、肢体不自由や視覚障害、聴覚障害を併せ有する児童生徒の入学や、小・中学校からのADHD等のある児童生徒の転入もみられるなど、障害の多様化の傾向も見られます。

指導については、教科別の指導の他、日常生活の指導や作業学習等、多様な指導内容・方法を行っています。

#### イ 肢体不自由養護学校

県立校が6校設置されており、すべての学校には小学部、中学部、高等部が設置されています。幼稚部を設置した学校が1校あります。各学校には、通学生の利便性を考慮し、リフト付スクールバスが各学校に配備されています。医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍しており、平成18年度現在、県立養護学校11校に看護師を配置し医療的ケア実施体制の整備を図っているところです。

指導については、「小・中学校、高等学校に準ずる教育課程」、「知的障害養護学校の教育課程の一部代替による教育課程」さらに「自立活動を主とする教育課程」など、在籍児童生徒の実態に応じて複数の教育課程を編成しています。

#### ウ 病弱養護学校

県立校が2校設置されています。それぞれ、国立病院機構の病院に隣接しており、対象者は主に入院している児童生徒ですが、家庭からの通学生も若干在籍しています。慢性疾患を中心に入退院の短期・頻回化の傾向や心身症等による在籍者がみられるなど、病類の多様化傾向にあります。

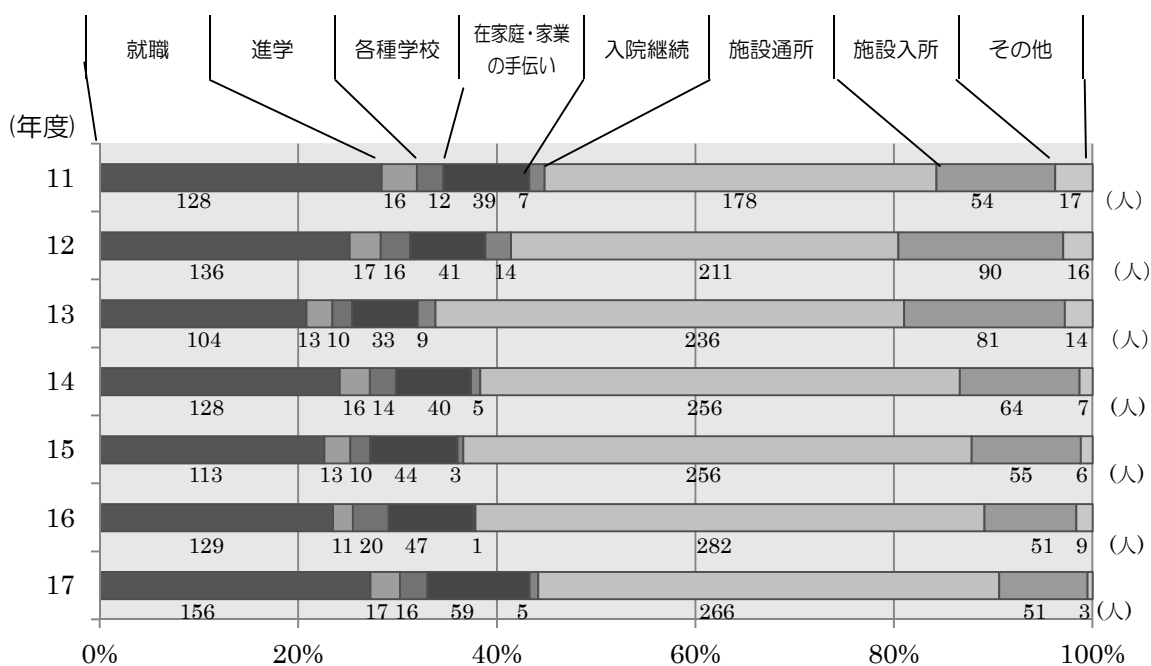
指導については、医療と連携を密にして、各教科等の指導とともに自立活動の時間をとおして、病弱・身体虚弱などの状態に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する指導を行っています。

このように、各学校に在籍する幼児児童生徒は重度・重複化、多様化の傾向にあり、教員の専門性の一層の向上が求められています。

#### (3) 高等部卒業後の進路

卒業後の進路状況について過去7年間のデータを見ると、高等部本科卒業生の就職率が20%台の推移、作業所を含む施設への通所・入所者が全体の50～60%を占めるなど、今後も就労等を旨とした後期中等教育の充実が求められています。

(グラフ5) 公立盲・聾・養護学校高等部本科卒業者の進路状況





## 5 課題

前述した現状から、次のように課題をまとめることができます。

- (1) 障害のある幼児児童生徒一人一人のライフステージに応じた適切な支援と関係機関の支援ネットワークの仕組みをどのように構築するか。
- (2) 障害のある乳幼児に対する早期の教育相談支援体制及び学齢期における教育相談支援体制の整備をどのように図るか。
- (3) 小・中学校の特殊学級等で学ぶ児童生徒や通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた校内支援体制をどのように整備するか。
- (4) 知的障害養護学校を中心とした在籍児童生徒数の増加や長時間通学等の課題解決をどのように図るか。
- (5) 在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化の傾向を踏まえ、特別支援学校の新たな整備をどのように進めていくか。
- (6) 障害のある生徒の自立や社会参加を目指すため、後期中等教育の充実や卒業後の就業・生活支援体制をどのように整備するか。
- (7) 教員の指導力や専門性の維持・向上を目指した人材育成をどのように進めるか。

## Ⅲ 本県の特別支援教育の基本的な考え方

### 1 特別支援教育とは

従来の特珠教育では、障害のある幼児児童生徒の障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級等の特別な場で指導を行うことで、手厚くきめ細かい教育を推進することに重点が置かれてきました。

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、あらゆる教育の場において、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであります。

### 2 本県の特別支援教育の基本的な考え方

そこで、本県の特別支援教育を推進するため、次の3点を基本的な考え方とします。

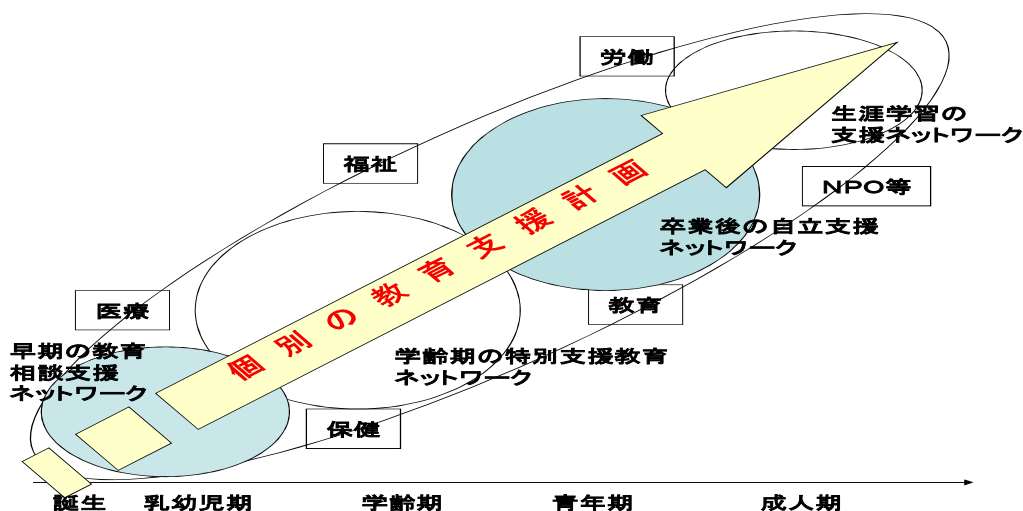
- (1) すべての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在として認められること
- (2) 幼児児童生徒が、地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指すこと
- (3) 幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、そのもてる能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指すこと

### 3 本県の特別支援教育において対象となる幼児児童生徒

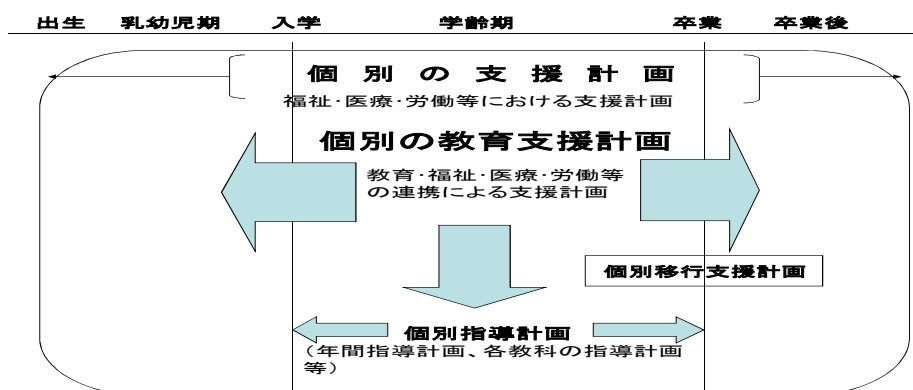
従来の特珠教育の対象の幼児児童生徒に加えて、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒を含めた障害のあるすべての幼児児童生徒とします。

### 4 一人一人のライフステージに応じた適切な支援

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関による支援ネットワークを構築し、「個別の支援教育」（学齢期にあつては、「個別の教育支援計画」を作成）を立てて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行います。



(図1) ライフステージに応じた支援とネットワーク



(図2) 個別の教育支援計画と他の計画の関連

#### IV 早期の教育相談支援体制の整備

##### 1 早期の教育相談支援の充実

###### (1) 特別支援学校の校内体制の整備と他機関との連携

今後、特別支援学校では早期からの本人・保護者や関係者の教育相談等に応えるため、校内体制の一層の整備を図ります。

- ①早期からの教育相談の充実を図るため、特別支援学校がもつ教育資源の有効活用と継続的な教育相談の実施
- ②教育相談の充実を図るため、校内組織の整備や特別支援教育コーディネーターを中心とした教員の専門性向上を図る研修体制の整備
- ③視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害、LD,ADHD、高機能自閉症等、障害に応じた相談の円滑な実施及び他機関との連携

###### (2) 地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築

市町村の療育機関、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校等は相互に連携して、乳幼児の発達や子育てに不安を抱く保護者が気軽に安心して相談できる体制を目指します。その際、保護者が障害の受容や前向きな子育てができるよう、適切な支援を行います。



2 就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援

(1)「個別の支援計画」の作成

特別支援学校は、市町村の専門家チーム、医療関係機関やマザーズホーム等と連携して、保育所、幼稚園、認定こども園における、障害のある幼児の「個別の支援計画」の作成に協力します。

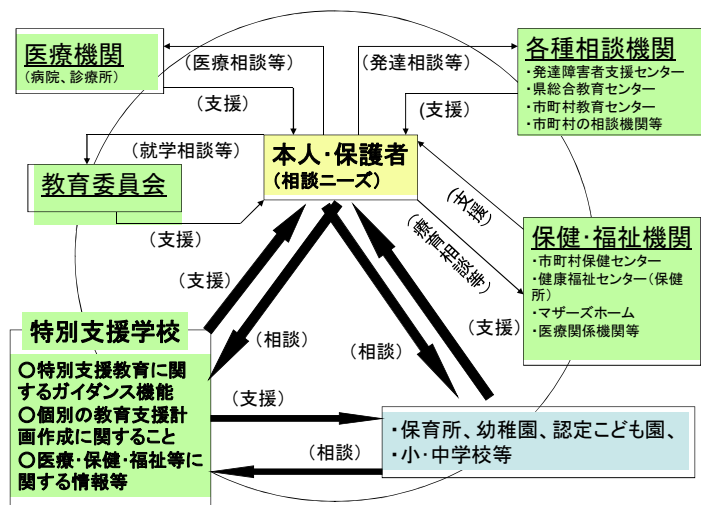
(2)就学相談の実施

就学相談について、県教育委員会は、市町村教育委員会が就学に関する専門家からの意見を聴いた上で必要な説明を行い、本人・保護者の意見を聴き総合的な見地から就学相談が行えるよう、適切な支援を行います。

例：就学に関する必要な情報提供、保護者の要望等に応えた学校見学や体験入学の実施、など。

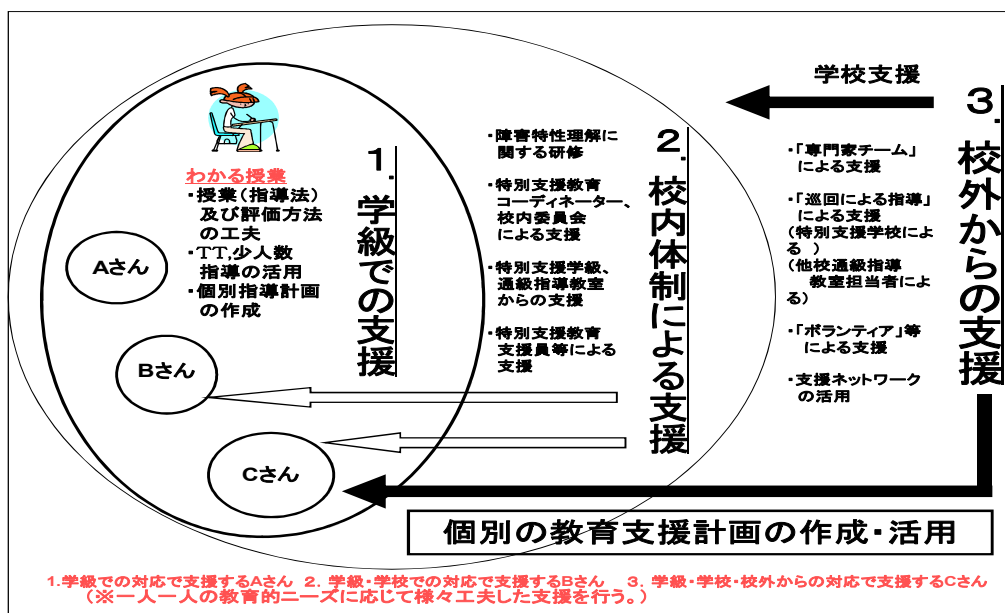
(3)認定就学者制度等の周知

県教育委員会では、市町村の就学事務担当者に必要な助言、就学相談のための研修会を実施します。また、認定就学者制度等について周知を図ります。



(図3) 地域における早期の教育相談支援のネットワーク

V 小・中学校における特別支援教育の整備・充実



1.学級での対応で支援するAさん 2.学級・学校での対応で支援するBさん 3.学級・学校・校外からの対応で支援するCさん  
(※一人一人の教育的ニーズに応じて様々な工夫した支援を行う。)

(図4 一人一人の教育的ニーズに応じた支援)

## 1 学級での支援

### (1) 障害特性理解の推進

障害のある児童生徒の学びにくさや特性に配慮した支援や、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援ができるよう、学校全体で支援をしていきます。

そのためには、通常の学級の担任をはじめ全教職員の、特別な教育的ニーズのある児童生徒の障害への理解が重要となります。

県として、子どもたちの障害の理解についての研修を実施したり、パンフレットを作成するなど、理解啓発を図ります。

### (2) 指導及び評価の工夫

障害のある児童生徒の学習への意欲化を図るには、「わかる授業」の実践が最重要課題となります。通常の学級における教員の適切な配慮や、チーム・ティーチング、少人数指導の活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫及び評価方法の工夫等により対応することが適切であることを踏まえ、授業研究等に努めます。

### (3) 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成

障害のある児童生徒に関わる関係者が、障害等に関わる情報を共有し、必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成したり、一人一人の教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容等に基づいた「個別指導計画」を作成し、活用することにより、適切な支援を実践していきます。

## 2 校内体制による支援

### (1) 特別支援教育コーディネーター、校内委員会の充実

児童生徒に適切な教育的支援を行うには、学級担任だけでなく学校全体で、子どもたちの発している様々なサインに気づき、そのつまずきや困難などを理解した上で、指導計画を立てることが必要です。

学校においては、保護者や関係機関との連絡調整の窓口となる、特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会を組織し、具体的な目標や支援策・手立てを設定するなど、校内支援体制を整えます。

### (2) 特別支援学級\*1、通級指導教室の機能の充実及び活用

①特別支援学級及び通級指導教室等のこれまでの実践の成果を生かし、知的障害、言語障害、情緒障害等、障害種に応じた指導をより一層充実させます。

②特別支援学級や通級指導教室の機能を、学校全体の仕組みの中で生かし、活用できるよう検討します。

③通級指導教室における「巡回による指導」の具体的な運用の在り方について検討し、実践化を図ります。

### (3) 特別支援教育支援員等による支援

各市町村において、特別支援教育支援員等による、障害のある児童生徒への教育的支援が行われる場合に、特別支援学校の地域支援により助言・援助にあたります。

## 3 校外からの支援

### (1) 市町村の「専門家チーム」「巡回相談」整備への支援

県においては、市町村の要請に応じて「県専門家チーム」委員を派遣したり、相談に応ずるなど、地域における各種ネットワークの構築や市町村の専門家チーム、巡回相談等の取組を支援していきます。

### (2) 「巡回による指導」の充実

#### ① 「特別支援学校」からの「巡回による指導」

子どもたちがより専門的な教育的支援を受けられるようにするため、市町村からの要請に応じて、特別支援学校から各小中学校に職員を派遣できるよう、「巡回による指導」による支援を検討します。

#### ② 通級指導教室担当者による他校への巡回による指導

「通級指導教室」担当教員が、他校において支援を必要とする児童生徒への指導にあたるよう、「巡回による指導」の実施について検討します。

また、今後、通級指導教室の拡充を図るとともに、複数の障害種への対応等、担当教員の専門性を高めていきます。

### (3) ボランティアによる支援システムの整備

通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒をはじめ、障害のあるすべての児童生徒の学習活動を支援するためのボランティアの仕組みを作ります。

①授業や教材作成の補助を行うアシスタントとしての大学院生や大学生の活用

②地域人材による、地域社会人ボランティア等の活用

### (4) 地域支援ネットワークの整備と活用

各市町村（地域）においては、福祉関係機関をはじめ諸機関との連携による支援システム・ネットワークの構築が推進されつつあります。

県においては、その有効的な活用を推進していくとともに、各市町村における特別支援連携協議会や、各種連絡会議等の取組を支援していきます。

また、特別支援学校におけるセンター的機能を活用し、相談や情報提供、障害の理解など小・中学校や児童生徒に対する支援を充実させます。

## 4 「交流及び共同学習」の推進

### (1) 特別支援学級と通常の学級

児童生徒の実態や各学校の状況に応じた、特別支援学級と通常の学級の、交流及び共同学習をさらに充実させ、共に学ぶ機会が得られる教育の促進が図れるよう啓発していきます。

交流及び共同学習を、各々の教育課程に意図的・計画的に位置付け、年間計画に明示した上で、実践を進めます。

### (2) 特別支援学校と小・中学校

各地域での交流及び共同学習の円滑な実施が可能となる仕組みづくりを推進し、「地域で共に学ぶ機会が得られる教育」の充実に向けて、地域を指定したモデル事業を推進します。（後掲）

## 5 「特別支援教室（仮称）」構想に向けた取組

国の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」がまとめた平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「特殊学級や通級指導教室について、必要な見直しを行いつつ、障害の多様化を踏まえ、柔軟かつ弾力的な対応が可能となるような制度の在り方について具体的に検討していく必要がある。」としています。その中で、障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けることができるような弾力的なシステム、いわゆる「特別支援教室」構想を提案しています。県教育委員会においては、今後、国の動向等を踏まえ、「特別支援教室（仮称）」の在り方について検討していきます。

## VI 今後の特別支援学校の新たな機能の構築

### 1 特別支援学校の整備や機能の充実

#### (1) 特別支援学校の配置・整備

① 喫緊の課題である児童生徒増による過密化、長時間通学の解消に向けた対応については、小・中学校、高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校等を設置するなど、具体的な方策を講じていきます。

② 特別支援学校の配置・整備については、従前の各盲・聾・養護学校の障害に応じた教育の専門性を生かしながら、新たな役割を担う「全県型」、「地域型」の学校配置を行います。なお、寄宿舎については、特別支援学校の全体の機能の中で、その教育的支援の在り方について検討します。

③ 幼児児童生徒の通学時間について、心身の負担軽減を図るとともに、自分の住んでいる地域で障害に応じた適切な指導と必要な支援が受けられるよう、段階的に条件整備を進めます。

#### (2) 特別支援学校の機能

##### ① 特別支援学校の機能の基本的な考え方

ア 可能な限り、複数の障害に対応できるようにする。

イ 重複障害の児童生徒については、流山高等学園を除き、各特別支援学校で受け入れることとする。

ウ 教育部門（※１）の設置に際し、学級編制については同一障害の児童生徒による一定規模の集団が確保されるようにする。

エ 教育部門と支援機能（※２）については、各学校において、従前の障害種別の教育で培った専門性を基盤とする。

オ LD等のある児童生徒に対する支援機能については、すべての特別支援学校にその機能を持たせる。

■教育部門（※１）

対象とする障害の学級を設置し、在籍する幼児児童生徒に対する教育を行う。

■支援機能（※２）

小・中学校、高等学校や他の特別支援学校等に在籍する幼児児童生徒に対して、各障害に応じた専門的な支援を行う機能

②特別支援学校の２つのタイプと主な役割

県立特別支援学校２９校については、対象とする障害種により、特定の障害に対応した教育部門と支援機能を有する教育部門と支援機能を有する特別支援学校とします。

これら新たな役割を担う特別支援学校について、全県型、地域型として位置づけます。

【２つのタイプ（型）の特別支援学校】

タイプ	特別支援学校の役割	支援を行う範囲
全県型	県内全域を対象として、特定の障害に対応した教育部門と支援機能を有する学校	県内全域
地域型	知的障害、肢体不自由、病弱のうち、特定の教育部門又は複数の教育部門を有し、設置する教育地域型部門に関する支援機能を有する学校。 そのうち、各教育事務所管内において、１校（または２校）は、視覚障害、聴覚障害に関する支援機能も有する学校。	教育事務所単位 学区

③各障害種ごとの教育部門と支援機能

各特別支援学校は、それぞれが教育部門と支援機能を有します。なお、各学校における新たな教育部門の設置については、今後段階的に行っていくものとします。

【特別支援学校の教育部門と支援機能】

障害種	教育部門 支援機能	全県型の 学校名	地域型の学校名					千葉市 所在校
			葛南	東葛飾	北総	東上総	南房総	
視覚障害	教育部門	千葉盲学校	※支援機能を備える下記の学校の中で、今後条件が整えば、教育部門の設置を行います。					
	支援機能		県立船橋	柏野田	富里銚子	長生	安房君津	
聴覚障害	教育部門	千葉聾学校	※支援機能を備える下記の学校の中で、今後条件が整えば、教育部門の設置を行います。			館山聾		
	支援機能		県立船橋	柏野田	富里銚子	長生		館山聾君津
知的障害	教育部門 と 支援機能	流山高 等学園	八千代 県立市川 (船橋市立船橋) (市川市立)	つくし 柏、野田 我孫子	印旛、富里 香取、銚子 八日市場	東金 長生 夷隅	安房、君津 槇の美 市原	県立千葉 千葉市立 千葉市立第二
肢体不自由	教育部門	袖ヶ浦	県立船橋	松戸	銚子	長生	袖ヶ浦	桜が丘
	支援機能		※支援機能を備える下記の学校の中で、今後条件が整えば、教育部門の設置を行います。					
			八千代 県立市川	柏、野田 我孫子	印旛、富里 香取、 八日市場	東金 夷隅	安房、君津 槇の美 市原	
病弱	教育部門	仁戸名 四街道 袖ヶ浦						
	支援機能		・病院に教員を派遣して行う（いわゆる訪問教育※）を実施している学校					
LD等	支援機能	すべての特別支援学校						



### (3) 特別支援学校が担う地域のセンター的機能

特別支援学校は、本人の教育的ニーズ、保護者や地域、各学校の要望等に対応して次のようなセンター的機能を果たします。

#### ① センター的機能

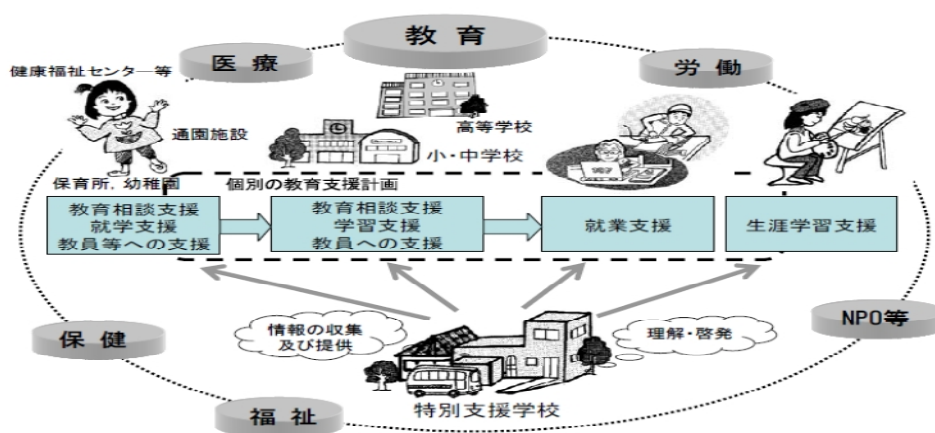
- ・各特別支援学校の専門的な教育的支援を明らかにし、地域の小・中学校、高等学校、特別支援学校、各関係機関等に情報を提供します。
- ・地域の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校に在籍している障害のある幼児児童生徒に対する教育相談（来校、巡回）、巡回による指導さらに教職員の校内研修等への講師派遣などを行います。
- ・特別支援学校と地域の小・中学校の特別支援教育コーディネーターとの情報交換等を行いながら、連携して支援にあたります。

#### 【センター的機能の具体例】

- 特別支援教育等に関する地域の関係機関等からの相談、情報提供、教育相談、研究成果の提供等
- 小・中学校等の教員への支援、各種教材・教具等の貸出、各種検査・アセスメント、個別的教育支援計画の作成等に関する情報提供や助言等
- 小・中学校等の教員を対象とした研修への協力（校内研修会、開放講座等の案内、講師派遣等）
- 障害のある幼児児童生徒への指導・支援、小・中学校に在籍する児童生徒への巡回による指導、学校施設・設備等を活用した各種プログラムの提供（体験教室等）

#### ② 特別支援教育に係る地域支援ネットワークの構築

今後、特別支援学校は地域のセンター的機能を果たすとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携・協力により地域支援ネットワークの構築を図ります。



(図5) 特別支援学校を中心とした地域支援ネットワーク

## 2 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実

### (1) 「個別的教育支援計画」「個別指導計画」に基づく指導の充実

- ① 就学から卒業後までを見通して、「個別的教育支援計画」を作成し、活用します。作成に当たっては、本人・保護者のニーズを踏まえ、福祉、医療、労働等の関係機関からの情報を整理して盛り込みます。活用の際には、福祉、労働等教育以外の分野からの支援が必要となる場合は、その旨を併せて記述します。

また、個々の幼児児童生徒に対する「個別指導計画」の作成・実施については、一人一人の教育的ニーズに対応して指導方法や内容の明確化を図り、教育課程の充実を図ります。

- ② 各障害に対応した教育課程の編成・実施・評価の充実を図るため、研究指定校における実践研究の推進、教育課程研究協議会等の研修の充実を図ります。

## (2)教材・教具の工夫や学習環境の整備

多様な障害のある幼児児童生徒の学習を円滑に進めるためには、子どもを取り巻く環境因子や一人一人の障害特性や身体機能さらに情報の処理能力等に着目して、幼児児童生徒の学習の滞り感や困難さを軽減することが大切です。

そのため、幼児児童生徒自らが他者とコミュニケーション等をとることができるよう補助教材や教具をはじめ、学習環境の一層の整備を図ります。

## (3)交流及び共同学習の推進

- ① 地域で共に学ぶ機会をより多く持てるよう、幼児児童生徒が居住している地域の小・中学校等との交流及び共同学習を行うための手引き書や指導事例集等を作成し、県内の各学校、関係機関等への理解啓発に努めます。
- ② 各地域での交流及び共同学習の円滑な実施が可能となる仕組みづくりを推進し、「地域で共に学ぶ機会が得られる教育」の充実に向けて、地域を指定したモデル事業を推進します。

## (4)医療的ケア実施体制の整備

- ① 「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」を継続、発展させ、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校への看護師の配置と体制整備を計画的に進めます。
- ② より安全な医療的ケアを行うため、医療的ケアに関わる指導医、看護師、教員等の情報の共有化、研修等の充実を図ります。

## (5)自閉症に対応した教育内容・方法の実践研究及び適切な教育課程の編成

知的障害を主とする特別支援学校に多く在籍している自閉症の児童生徒に対する適切な指導法の開発を行うため、次のような研究課題の解決を図ります。

- ① 知的障害を対象とする特別支援学校における、自閉症の障害特性に対応した教育課程の編成の考え方を明らかにする。
- ② 自閉症の障害特性に応じた授業の充実を目指し、的確なアセスメントに基づき指導内容を明らかにするとともに、効果的な指導方法の開発や教育環境の整備を行う。

## Ⅶ 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

### 1 生徒の多様な教育的ニーズに応え、将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実

特別支援学校においては、小学部から高等部まで「個別指導計画」や「個別的教育支援計画」に基づき、より一層一貫した指導の充実を図ります。

特に高等部では、「個別移行支援計画」を作成し、学校卒業後、一人一人が社会の一員として自立し社会参加できるよう、福祉・労働等の関係機関と連携を図りながら、後期中等教育の充実を図ります。

#### (1)障害の重い生徒の地域生活支援の充実

高等部に在籍する障害の重い生徒について、卒業後の地域生活支援の充実を図るため、在学中から自立活動等を中心に医療、福祉等の関係機関との連携により、「生きる力」を養います。

#### (2)就労を目指す生徒の職業教育の充実

卒業後、就労を目指す特別支援学校高等部の生徒に対し、高等部の作業学習等の指導内容・方法の一層の充実を図り、職業的自立を図ることは極めて重要なことです。そのため、地域や学校の実情に合わせ、特別支援学校の職業学科の在り方について検討します。

県内では職業学科を設置した特別支援学校は流山高等学園1校のみであり、卒業後の進路は従来から多かった製造業関連だけではなく、福祉関連やサービス業の分野等、多様化しています。

流山高等学園の入学希望者は多い状況にあり、入学選考にかかる倍率は例年2倍を超えています。

そこで、こうしたニーズを踏まえ、今後職業的自立を図るため、県内の高等学校の空き校舎や余裕教室等を活用して、特別支援学校の分校等の設置について検討をすすめます。

### 2 個別移行支援計画に基づく、就業支援ネットワークの構築

卒業後の就業（または再就業）について、特別支援学校は公共職業安定所（ハローワーク）や「障害者就業・生活支援センター」、「千葉障害者就業支援キャリアセンター」、就労移行支援（就労



継続支援)事業を行う施設等、労働、福祉等の関係機関との就業支援システムの構築を目指します。

### 3 高等学校における特別支援教育の支援体制づくり

障害のある生徒の学びにくさや障害の特性に配慮しながら、適切な支援を行います。

- (1)LD、ADHD、高機能自閉症をはじめ、障害のある生徒の学習面や対人関係でのつまずきに対し、適切な指導・支援が行えるよう、総合教育センターの現職研修や特別支援学校からの支援により、高等学校の教員の理解啓発を図ります。
- (2)LD、ADHD、高機能自閉症をはじめ、障害のある生徒の自立と社会参加を促すため、高等学校は特別支援学校や関係機関と連携して、支援体制づくりを目指します。

## Ⅷ 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

### 1 卒業後の豊かな生活を支えるための学びの機会と場の充実

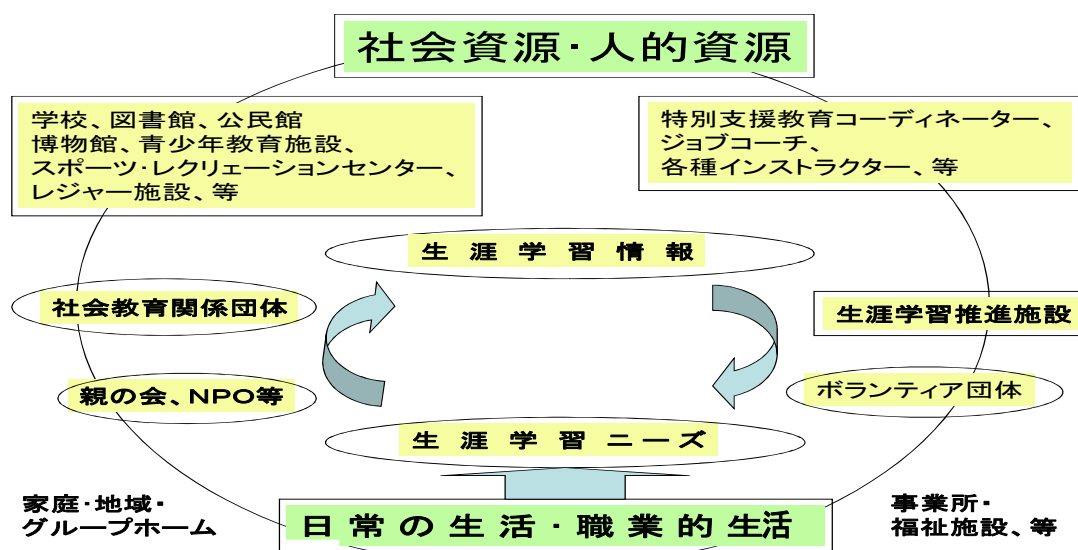
障害のある人が、いつでも、どこでも、それぞれの目的や志向に応じた学習に参加し豊かな生活を過ごすことができるよう、学びの機会と場の充実を目指します。特に、学習の成果を社会の中で生かし、地域の人々との交流を行える機会や場づくりを目指します。

### 2 社会資源としての特別支援学校の機能の充実

卒業生や地域の障害のある人の生涯学習が充実したものになるよう、特別支援学校は「生涯学習支援ネットワーク」の一員として、その専門性や施設・設備を生かした社会資源としての機能を果たします。

### 3 関係機関による生涯学習支援ネットワークの構築

障害のある人の生涯学習ニーズを把握して、適切な生涯学習情報を提供できるよう、地域の学校、施設、事業所、障害者就業支援キャリアセンター、NPO等関係機関が連携した「生涯学習支援ネットワーク」を構築し、ハード・ソフト両面から生涯学習の充実を目指します。



(図6) 生涯学習支援ネットワーク

## Ⅸ 学校と教員の専門性の維持・向上

### 1 学校や教員の専門性の維持・向上

#### (1) 総合教育センターにおける現職研修の充実

##### ① 学校や地域における指導者の育成

小・中学校等において特別支援教育コーディネーターをはじめとして、教員全体の資質の向上を図ります。また、特別支援学校における指導者を育成し、地域における特別支援教育の推進を図ります。

##### ② 悉皆研修の充実

初任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修、新任校長・教頭研修等の悉皆研修において、LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒の基礎的な理解と支援の在り方が深められるよう、研修内容の充実を図ります。

##### ③ 特別支援教育研修等の充実

特別支援教育の推進のため、体験、演習等を含めた、より実践的な障害種別の研修をとおして、教員の資質や専門性の向上を図ります。

#### (2) 特別支援学校のセンター的機能の向上

特別支援学校が、従前の盲・聾・養護学校で蓄積してきた学校の専門性を生かして、教職員の専門性の向上を図ります。

① 特別支援学校が自校で研修会を開催し、地域の小・中学校等の教員の障害に対する理解・啓発の促進や専門性の向上を図ります。

② 地域の小・中学校等で開催する職員研修に、特別支援学校から職員を派遣し、研修の講師を積極的に務めます。

③ 障害の基礎的な理解を図るため、地域のボランティア等を対象とした研修を実施します。

#### (3) 総合教育センター特別支援教育部の機能の充実

多様な障害に対応した教育相談や調査研究等の充実を図るため、総合教育センター特別支援教育部の専門性の一層の向上を図ります。

また、教育相談・学校支援の一層の充実を図るため、特別支援教育部のもつ教育的機能と「子どもと親のサポートセンター」のもつ機能を生かし、連携・協力を図ります。

### 2 「特別支援学校教員免許状」保有率の向上を図るための認定講習の充実

県教育委員会では、今後の特別支援教育の推進・充実を図るため、特別支援学級や通級指導教室の担当教員、特別支援学校をはじめ、幼稚園、小・中学校及び高等学校教員に対して、免許取得を目的とした認定講習が受講できるよう、受講機会の拡大を図ります。

なお、特別支援学級及び通級指導教室の担当教員や特別支援学校の教員で免許未取得者については、今後取得目標を設定し取り組みます。

### 3 「センター的機能充実のための教員」の配置

特別支援学校において、センター的機能を発揮するための取組を充実させるために、「センター的機能充実のための教員」の配置を目指します。

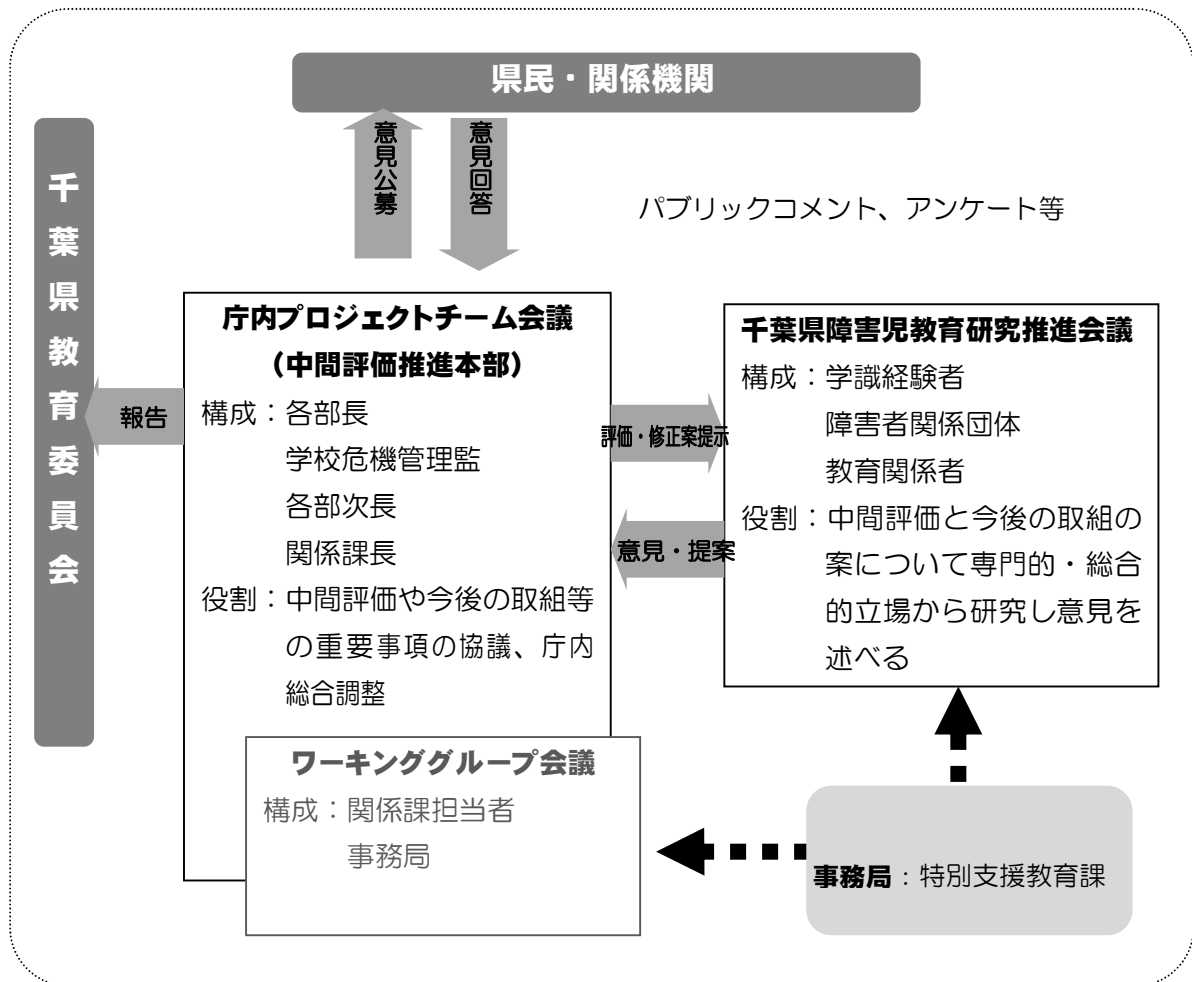
### 4 異校種間の人事交流の推進

特別支援教育コーディネーターや指導者の養成、及び障害のある幼児児童生徒の教育に携わる教員の専門性の向上を図るため、小・中学校、高等学校と特別支援学校など、異校種間の人事交流の促進を図ります。

### 5 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の専門職の活用

今後、小・中学校や特別支援学校において、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実するため、より専門的な支援を受けられるよう外部のPT、OT、ST等有資格者の人材活用を図ります。

## 千葉県特別支援教育推進基本計画中間評価 実行体制の概要



## 2 市内プロジェクトチーム会議

(千葉県特別支援教育推進基本計画中間評価に係る会議)

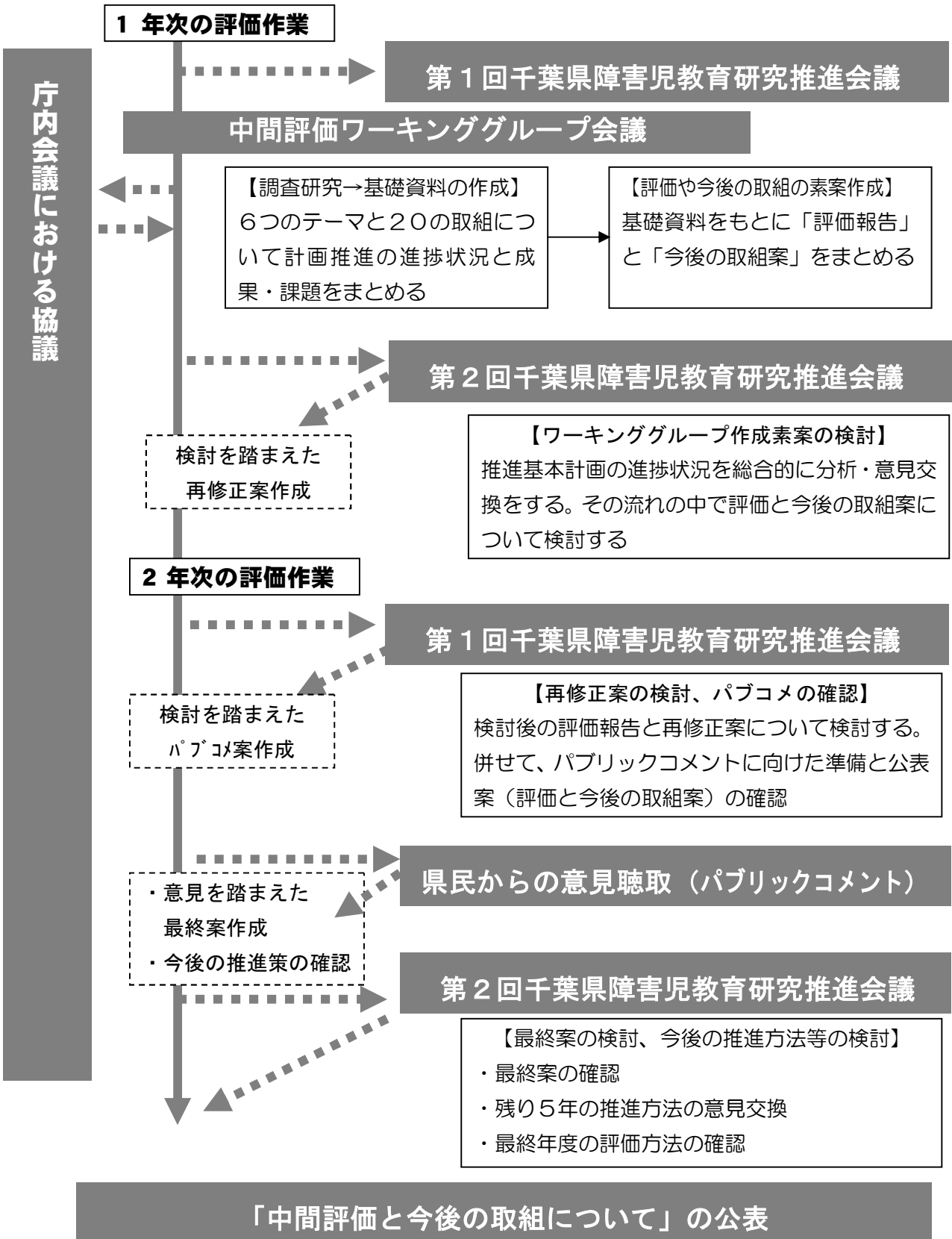
千葉県特別支援教育推進基本計画は、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画であることから、その推進については全庁的な取組が必要です。

本推進基本計画の中間評価や今後の取組の検討についても、各課横断的な取組のもと、教育委員会として推進していくものであることから、特別支援教育課を事務局として、市内においてプロジェクトチーム会議を開催し、中間評価に取り組みました。

## 3 ワーキンググループ会議

千葉県特別支援教育推進基本計画の中間評価や今後の取組に関する調査研究及び評価等の作業を行うことを目的に、関係各部、関係課を横断的に組織だてして取り組みました。

**推進基本計画の「中間評価と今後の取組について」作成のプロセス**



### 3 千葉県障害児教育研究推進会議委員一覧

【平成23年度】

(敬称略)

	氏名	所属・役職
1	猪瀬 義明	川村学園女子大学教育学部児童教育学科准教授
2	今別府 敏	県特別支援学校長会会長
3	森山 薫	千葉県特別支援学校PTA連合会会長
4	大屋 滋	旭中央病院脳神経外科部長
5	相川 利江子	県総合教育センター特別支援教育部指導主事
6	田上 昌宏	千葉県手をつなぐ育成会
7	大曾根 元吉	県特別支援教育連盟理事長
8	井口 二郎	県特別支援学校長会理事
9	井上 たか子	県特別支援学校教頭会会長
10	國島 弘	千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会会長
11	石毛 宗一	労働局職業安定部職業対策課地方障害者雇用担当官
12	塚本 剛	県総合教育センター特別支援教育部長兼子どもと親のサポートセンター次長
13	金坂 京子	東上総教育事務所指導主事

【平成24年度】

(敬称略)

	氏名	所属・役職
1	猪瀬 義明	川村学園女子大学教育学部児童教育学科准教授
2	千葉 晃	県特別支援学校長会会長
3	森山 薫	千葉県特別支援学校PTA連合会会長
4	大屋 滋	旭中央病院脳神経外科部長
5	相川 利江子	県総合教育センター特別支援教育部研究指導主事
6	田上 昌宏	千葉県手をつなぐ育成会
7	奥村 兼弘	県特別支援教育連盟理事長
8	堀子 榮	県特別支援学校長会理事
9	青木 英二	県特別支援学校教頭会会長
10	國島 弘	千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会会長
11	石毛 宗一	労働局職業安定部職業対策課地方障害者雇用担当官
12	塚本 剛	県総合教育センター特別支援教育部長兼子どもと親のサポートセンター次長
13	平山 昌宏	北総教育事務所指導主事

## 4 パブリックコメントの結果

千葉県特別支援教育推進基本計画「中間評価と今後の推進について（素案）」に関する意見募集の結果（提出された御意見の概要と県の考え方）

- パブリックコメントの実施期間 平成24年8月1日（水）～平成24年8月31日（金）
- 意見提出者数 25名
- のべ意見数 84件

### 1章 中間評価と今後の推進に関すること

	提出された御意見（概要）	県の考え方
1	特別支援教育の課題を明らかにするとともに、特別教育支援員の配置や条件整備等を求め取り組んできました。つきましては、より一層学校現場の実態に即したものとなるよう、可能な限りの取組をお願い致します。	引き続き努力してまいります。
2	これからの日本社会が目指す共生社会、その土台となるインクルーシブ教育、そのための合理的配慮の構想、その受け皿になるスクールクラスターなど文部科学省がえがいている事に対して殆ど触れられていない。これでは現場もビジョンが描けない。	インクルーシブ教育については、専門性を持った教員の配置や施設設備の充実等、取り組む内容が多いと認識しています。県として引き続き国の動向を注視してまいります。また、併せて現状の県の持てる資源や人材を活用しながら障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、一人一人の状況に応じた特別支援教育を進めてまいります。
3	平成19年度の特別支援教育の本格導入後5年が経ち、現在、国では、障害者権利条約の批准に向けて、障害者制度改革推進会議等でインクルーシブ教育が議論され、障害児教育に係る法令整備等の検討が今まさになされています。そんな状況は関係ないように、千葉県の障害児の教育に関しては、特別支援教育の推進しか考えられていないようですが、それでいいのでしょうか。千葉県特別支援教育推進基本計画は一時停止して、障害のある子もない子も含めて共に学ぶインクルーシブ教育への転換について議論をすべきだと思います。	
4	国ではインクルーシブ教育システムの検討が行われている。千葉県での検討をどうするか加筆してほしい。	県としては引き続き国の動向に注視してまいります。

### 2章 現状と課題に関すること

	提出された御意見（概要）	県の考え方
5	第2章「計画策定後の現状と課題」にあるとおり、特別支援学級・通級指導教室・特別支援学校など、障害児だけを集めた場で学ぶ子どもたちが増えています。特別支援教育の推進は、つまりは分けられる子どもを増やすのです。千葉県では障害者施策の基本として「ありのままに・その人らしく、地域で暮らす」ことを目指しています。障害者の入所施設など障害者だけを集めた場ではなく「地域社会の中で」という方向で施策の展開が進んでいる中、教育においてこのような分離が進むことは、県の障害者に対する施策全体の流れに逆行し整合性に欠けるものです。特別支援教育の推進は行うべきではないと考えます。特別支援教育の推進ではなく、地域の学校で全ての子どもが共に学ぶことを目指した計画に転換すべきだと思います	県教育委員会では「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（千葉県教育振興基本計画）の中で、地域の児童生徒と共に学ぶ機会の充実を図るために、地域における交流及び共同学習を推進していくことを位置付け取り組んでいます。一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実に努めてまいります。

### 3章 早期の教育相談支援に関すること

	提出された御意見（概要）	県の考え方
6	一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育ということがいわれていますが、それに加えて、「乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる適切な支援」という内容は、障害をもつ児童生徒やその家族にとって本当に必要とされていることだと改めて思いました。	本計画の趣旨であるライフステージに応じた支援の充実に努めてまいります。



7	障害の現れる時期やその内容も個々に異なるので、身近である保護者にその現状をどう伝え、理解を得るのが、学校での指導の課題の一つです。幼児期から生涯にわたっての支援が行われるためにも、保護者が理解できるような働きかけがどうあるべきかは、重要なことであると思います。	早期の教育相談支援の体制を充実させていく上での重要な視点の御指摘です。今後とも努力してまいります。
8	特別支援学校が専門性を生かそうとしても各市町村側に教育、医療、福祉、児童家庭、保健など連携した組織がなく、早期からの療育や教育に生かされていないのが現状。サポートファイルや支援シートと呼ばれる個別支援計画を有効活用するためにも「連携協議会」は重要で、設置は必要不可欠であることを周知徹底させる必要があります。	今後の検討課題として参考にさせていただきます。また、連携協議会につきましては市町村の協力を得ながら、また関係課と連携して早期の支援体制の充実について検討・努力してまいります。
9	国では就学事務手続きが検討され特に市町村教育委員会の役割が重要であると指摘されている。千葉県では市町村教育委員会と県教育委員会とが役割をどのように整理し、就学を見直していくのか基本的な考えを示してほしい。	現在県では、市町村教育委員会の就学事務担当者が適切な就学事務を行えるよう、担当者の連絡協議会や研究協議会を実施しています。現在国が中教審初等中等教育分科会で示した就学事務の在り方の方向性についても、引き続き注視してまいります。
10	特別な支援を必要とする児童生徒（特に発達障害）については、早期の発見・相談・支援が喫緊の課題。これまでの取組を更に進めていただくとともに幼稚園と小学校との連携を進める中で、特別な支援を必要とする子どもたちの支援体制を一貫できるようにしてほしい。	引き続き相談支援体制の充実に努めてまいります。また、早期からの教育相談・支援体制構築事業を南房総市を指定し取り組んでいます。
11	早期の教育相談支援体制の整備の中で、今まで構築してきた相談支援に加え、障害をあぶり出すのではなく、全県域でライフサポートファイルを配布し、普及と活用を図ることが必要です。	現在教育関係機関では「個別の教育支援計画」を各学校で作成し取り組んでいます。市町村で作成されているライフサポートファイル等の普及・活用についても関係機関と連携を図る必要があると考えています。
12	個別の支援計画とライフサポートファイルを互いに綴じこんで活用してはどうか。	工夫についての貴重な御意見として参考にさせていただきます。
13	p.18の第Ⅲ章2には、就学相談・就学事務が適切に行われるよう取組んでいる旨の記載がありますが、就学相談・就学事務において、当事者が意に反して特別支援教育を強要されたり、普通学級だといじめられますよとか、普通学級に入れるのは親の見栄だとか、大変な子なのだから毎日親が付き添いなさい等々、担当者から脅かされひどい事を言われ追いつめられるケースはたくさんあります。全ては特別支援教育を受けさせるための圧力なのだと思います。これを放置しておいていいのでしょうか。今後の取組として、就学相談・就学事務における個別の支援計画の活用が挙げられていますが、結局は特別支援教育を受けさせるための圧力の一つとして作用することは確実なので、反対です。就学相談・就学事務において一番必要なのは、当事者の意思を尊重することであり、それを実現するための取組をすべきだと思います。	県では、市町村教育委員会の就学事務が円滑に進められるよう取り組んでいます。本人、保護者、教育委員会が十分話し合い適切な就学先を決定していくことが大切と考えます。
14	9ページ及び15ページについて早期の教育相談支援体制の整備に反対です。子どもは幼児期から行政によって療育を勧められ、保育所、幼稚園を断られる例が増えています。現状は早期支援ではなく早期分離が進んだだけであり、親が働くこと（働く権利）や障害のある子どもが近所の障害のない子どもたちと一緒に育つ機会（地域で障害のない子どもと一緒に育つ権利）を奪われる例が増えただけです。就学制度そのものが不利益取り扱いとなっており、明らかな障害者差別です。	特別支援教育による教育的支援は、本人や保護者の意思を十分尊重しながら進めていくことが大切です。一人一人の教育的ニーズの把握と、そのニーズに応じた個別の指導・支援に努めてまいります。

#### 4章 小・中学校における特別支援教育の整備・充実に関すること

	提出された御意見（概要）	県の考え方
15	特別支援教室と通級指導教室の使い分けが困難と書いてあるが、「特別支援教室」には障害のある子どもたちの、通常学級と特別支援学級のはざまにいる子どもたちの居場所づくりや個別指導ができるという意義がある。多くの特別支援教室が作られることを望みます。	特別支援教室の効果については確認していますが、課題も多くあることから、引き続き国の動向を注視しつつ、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒へのより良い支援を検討してまいります。
16	現場では圧倒的に人員が不足しています。各市町に、特別支援に関わる支援員を市町独自で増置をお願いし、少しずつ増えてきている現状です。しかし、財政の問題から十分とまでは言えません。各市町で対応することにも限界を感じます。ぜひ、県予算での増置をお願いします。示された6つのテーマと20の目標に掲げてある、小中学校における特別支援教育整備・充実に関わり、特別支援教育充実の整備なくしてはできないでしょう。この整備の第一が、人員の大幅な増置であると考えます。現場の職員が忙しく、余裕を持って生徒の指導に当たれない現状では、特別支援教育の充実はありません。やはり、大幅な増員が必要です。	特別支援教育の推進の中で小・中学校における体制整備・充実は大変重要であると考えます。支援員の配置は地方交付税措置によるところから、予算措置及び増員につきましては引き続き国や市町村教育委員会に働きかけてまいります。
17	市立小中学校の特別支援学級は、8名の児童生徒で教員が一人です。小学校で例えると、1年生～6年生まで全学年の児童が在籍しても教員一人です。一つの授業において、個別に対応したいと思っても、物理的に不可能に近いと思われます。	学級の児童生徒数及び教職員の数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準」に関する法律に定められているところです。少人数指導など、きめ細かな指導が可能になるよう国に働きかけてまいります。
18	小中学校の管理職が特別支援教育の必要性・重要性を理解することがまず第一の課題に思います。特別支援教育は生徒指導上の問題やいじめ、不登校、長期欠席などと密接に関係しています。特別な支援の対象となっている児童・生徒の保護者との関係構築のあり方も学校現場では大きな課題となっています。そういった意味においても初任研修だけでなく、毎年度全校長を対象とした特別支援教育の周知・啓発に努める研修を実施すべきと考えます。	新任校長研修等において、特別支援教育に関する内容を悉皆で研修しています。今後も研修の充実を一層推進するとともに、理解啓発についても引き続き努力してまいります。
19	小中学校におけるこれからの特別支援は発達障害と思われる児童生徒を含めた多様なニーズに応えていくためのシステムを「固定的な支援」や「通級的な支援」を含めて軌道に乗せていくことが大切。そのために学校経営の重点課題として「特別支援教育の推進」を位置づけ取り組むべき。	管理職研修や諸会議において特別支援教育の推進における管理職のリーダーシップについては周知を図ってきたところです。御指摘の点につきましては、国の特別支援教室構想とも関係のあるものです。国の動向を見ながら検討してまいります。
20	情緒学級の在り方が学校現場では十分理解されてなく、知的学級と同じ教育課程で展開されている。通常学級、知的学級、情緒学級の籍を柔軟に捉えていく。特別支援教室構想の実現が肝要と思う。	特別支援教室構想については、本県としても検討し課題を明らかにしています。特別支援学級の教育課程につきましても、分かる授業の実施、担当教員の専門性向上など、様々な角度から取り組んでまいります。
21	インクルーシブな教育の象徴ともいえる「障害のある子は特別支援学校と地域の小中学校の両方に籍をもつ」システムの導入を検討戴きたい。	インクルーシブ教育につきましては、今後も国の動向を注視してまいります。
22	特別支援コーディネーター連絡協議会なるものを各市町村小中学校レベルでも定期的実施してほしい。	特別支援コーディネーター連絡協議会については、各市町村により取り組んでいるところがあります。必要に応じて各市町村に開催について働きかけてまいります。
23	現行の特別支援学級の果たしている役割を踏まえ、「特別支援教室」の安易な設置はしないでほしい。現行の特別支援学級は個々のニーズを踏まえた集団的な取組は本県教育の財産です。特別支援教室での肩代わりはやめて下さい。	特別支援教室構想は検討すべき点も多くあることから、引き続き国の動向に注視してまいります。

24	特別支援教育の更なる充実のため特別支援員（特別支援協力員）が各校に完全配置されることを希望します。	通常の学級に学ぶ障害のある児童生徒への支援の充実に向けて努力してまいります。
25	コーディネーターの半数が特別支援学級の担任で負担が多すぎる。学校全体を掌握できる人が指名される、又は専門職として任用すべき。校内支援者体制はチームとして動かなければよい方向へは進まない。	学校経営における検討課題の一つとして参考にさせていただきます。
26	居住地校交流は、今後在籍を超えた取り組みが必要。	県教育委員会では「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（千葉県教育振興基本計画）の中で、地域の児童生徒と共に学ぶ機会の充実を図るために、地域における交流及び共同学習を推進していくことを位置付け取り組んでいます。一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実に努めてまいります。
27	通級による指導で「巡回による指導」が一部実施できるようになり通級ができなかった児童生徒にもきめ細かな支援ができるようになった。「巡回による指導」が一層広まることで、より多くの児童生徒に必要な支援が行えるようになると思います。	きめ細かな指導を受ける機会が増えるよう、引き続き取り組んでまいります。
28	特別支援教育支援員等による支援については H23.5 実績で 1,358 名の活用があげられているがその内容は市町村毎にまちまちである。市町村教委と情報を共有して千葉県として一定した特別支援教育支援員の配置と活用を促してほしい。また更なる増加を希望します。	市町村教育委員会の協力を得ながら、配置と活用に努めてまいります。
29	校外の支援システムとしてボランティアの活用があげられているが、派遣できる人数があまりにも少ない。市町村教育委員会と情報を共有して千葉県として統一したボランティアの配置と活用システムを強く促してほしい。	ボランティアの活用については、その有効活用や活用の効果等について市町村と情報共有し、一層の活用が図られるよう進めてまいります。
30	小・中学校における特別支援教育の整備・充実では、今までの取組に加え、支援の担い手が替っても一貫した支援を実現する個別の支援計画の作成普及、それに基づく指導の充実を期待します。	情報が引き継がれ安心して支援が受けられるようにすることは個別の支援計画が持っている機能であり、重要な御指摘として今後の取組に生かしてまいります。
31	p.31 第IV章-4にある「交流及び共同学習」ですが、これが「地域で共に学び育つ教育」として扱われているのは酷いと思います。子どもを分けておいて、その上で「交流」させる。こんな差別の上塗り、子どもの気持ちを無視した酷いことだと思います。「地域で共に学び育つ教育」というなら、まず分けないうちから始めなければ、ありえません	千葉県では「千葉県総合計画」や「千葉県教育振興基本計画」の中で、交流及び共同学習を位置付けています。今後も一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるよう、特別支援教育の推進に努めてまいります。
32	幼稚園、小・中学校、高等学校など、どのステージにおいても、個別の支援計画の作成が 100%を目指して進められていますが、計画作成を望まない当事者、特別支援教育を望まない当事者は確実にいます。個別の支援計画作成が「望ましいこと」「必ずすべきこと」として扱われるのは間違っていると思います。当事者が個別の支援計画や特別支援教育そのものを断る権利があるということをきちんと認識し、当事者にも明らかにすべきです。個別の支援計画の作成率の向上を目指す、追いつめられる親子が確実に出てきますので、個別の支援計画の作成率の向上を目指すことには反対です。	個別の指導計画や個別の教育支援計画は、一人一人にきめ細かな指導・支援を行うために作成されます。学習指導要領においても、障害のある児童生徒については、指導についての計画や関係機関と連携した支援のための計画を作成することも例示されており、関係者の理解を促し、これらの計画が一人一人の教育的ニーズに応じていけるように努めてまいります。
33	特別支援アドバイザーや特別支援学校のセンター的機能による巡回相談等は、その派遣の前提として当事者の同意を得るべきです。その徹底をしてください	特別支援アドバイザーの派遣は教員、支援員、ボランティア等への助言・援助を行うことになっており、保護者の同意を得ることは想定していません。
34	10 ページ 11 ページ及び 22 ページについて 小・中学校における特別支援教育の整備充実に対しては、個別の教育支援計画は、時代遅れの自立観、障害観を元に作成され、障害のない子どもと別な教育目標をたてられます。これは明らかな障害者差別です。現場では、普通学級から特別支援学級へ追い	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるよう、特別支援教育の推進に努めてまいります。

	出される子どもや通級に行かされる子どもが急増しています。軽度発達障害と言われる子どもたちが普通学級から追いついて分離される事態が進んでいます。いったん通級すると、みんなと同じ授業も受けていないし、テストも受けていないのだから高校進学は難しいと先生から言われ、高校進学をあきらめて支援学校へ進む子どもが急増しているのが子ども当事者から見た実情です。	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるよう、特別支援教育の推進に努めてまいります。
35	24 ページから 30 ページについて 校内体制による支援の充実及び校外支援システムに反対です。特別支援教育コーディネーターや特別支援アドバイザーの存在が子どもたちを普通学級から追いつく大きな要因となっています。	
36	31 ページから 33 ページについて 交流及び共同学習を勧めることに反対です。一緒に学ぶことがいいなら何故分けるのでしょうか。最初から地域の同じ学校の同じ教室で学ぶことを基本にするべきです。分けられた子ども、交流に行かせられる子どものつらさや悲しみや屈辱に耳を傾ける教員がいらっしゃらないことに驚きを覚えます。	千葉県では「千葉県総合計画」や「千葉県教育振興基本計画」の中で、交流及び共同学習を位置付けています。今後も一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるよう、特別支援教育の推進に努めてまいります。

## 5章 今後の特別支援学校の新たな機能に関すること

	提出された御意見（概要）	県の考え方
37	域内の教育資源の組み合わせにより、域内全ての子ども1人1人の教育的ニーズに応えインクルーシブ教育システム構築が必要。子どもたちの地域での学びを保障していくために、素案85ページの教育機能と支援機能について、実際の機能の把握、地域での学びを見通した整備が必要と考える。県立桜が丘特別支援学校の教育機能、支援機能は千葉市しか記載されていないが実際には9市6町。千葉市に肢体不自由校が2校もあり、このような集中した教育資源を各地域の肢体不自由教育の充実はどう生かすのか。特別支援学校の機能の見直し・整備が必要ではないか。	特別支援学校の教育部門と支援機能については、実際の機能を踏まえ、障害のある児童生徒の地域での学びを考えていくことが重要です。桜が丘特別支援学校と袖ヶ浦特別支援学校は共に千葉市内にあり同じ肢体不自由教育の学校ですが、それぞれの機能の特性を生かし、地域のニーズに応じていけるよう取り組んでまいります。
38	テーマ3の中間評価「自閉症に対応した教育課程の研究」について、私は、自閉症について「知的に遅れが認められても認められなくても個に応じた特別な支援が必要である。」と考えています。それは、対人関係を形成することが苦手など、今の社会へ参加することに、とても力が必要としているからです。では将来、社会へ参加するために必要な教育の場は、現状で良いのでしょうか。特に知的な遅れが認められない自閉症の方の、義務教育終了後、県立の普通高校が最適でしょうか。私は、自閉症の方への個別の支援や自立活動、そして生活単元学習における人との交流及び共同学習が必要だと感じています。そのためには、少数学級でより多くの支援の手がある特別支援学校の高等部が相応しいと考えています。しかし、法的に療育手帳かそれに類するものがないと入学できません。何か矛盾を感じているのは、私だけでしょうか。もう一度、「個々の教育的ニーズに応じた支援」とは何かを考えていただけるとありがたいです。特別支援学校で、確かなアセスメントの上で普通の授業を行ったらいけないのでしょうか。	特別支援学校への就学については法令で定められています。自閉症を含む発達障害のある児童生徒の教育的ニーズに対応した教育の実践については重要な課題として捉え、これまでも研究校を指定するなどしてその教育方法や支援の在り方について検討してきました。今後も適切な指導・支援の環境について検討してまいります。
39	センター的な役割を担っていただいている特別支援学校は、人的・物理的にも飽和状態です。財政的に厳しい現実があることも承知です。マンパワーをアップすることは、大賛成です。ですが、それだけですと一人にかかる精神的・物理的負担が増すことも確かです。校舎・正規職員も増やしてほしいです。	施設面及び人員面の課題につきましては、状況を勘案しながら適切に対応してまいります。

40	特別支援学校の過密化は書かれているように、早急に解消に向けて動いていただきたいと思います。現在、子どもが通っている学校はすでに想定定員の2倍にもなる生徒数です。特別教室の転用、構内の土地にプレハブ教室まで出来て、子どもたちの学習スペースはほとんど狭く、また、なくなっています。更衣室も満足にない状態です。小中高併設でありながら、音楽室がひとつしかなく、音楽を体育館でするなど、子どもたちにはわかりにくい環境での授業もあります。雨が降れば子どもたちの活動場所はなお限られ、もう限界を超えています。3市をまたぐ学区では、スクールバスの乗車時間も負担になっています。分校、分教室では過密化解消に追いつかない現状だと思います。学区に新設校が出来ることを望みます。	
41	分校等の設置により学区変更という考え方も出てくると予想されます。教育圏、福祉圏、医療圏など支援を必要とする児童生徒の生活圏が変わってしまう安易な変更は、当事者・保護者に多大な負担となる可能性があるので十分考慮すべきと考えます。	
42	これまで高等学校の余裕教室活用の分校・分教室には学区を設けなかったこともあり過密化の抜本的な対策になっていない。我孫子特別支援学校のように2か所目の分校設置がある一方で富里特別支援学校のように明確な設置計画がないなど地域の偏りがあります。初めに高等学校の再編計画ありきではなく、県として責任を持って新設校の設置をお願いいたします。	
43	地域での暮らしを本当に考えていただけるのならば生活圏での教育の整備を考えていただきたい。八街に住んでいながら八街で支援教育を受ける事ができず、期待を持っていた特別支援学校には長時間のスクールバス通学と過密による教育環境悪化で、ただ学校という施設に詰め込みになっています。ぜひ居住する市に特別支援学校を作っていただきたい。小さいうちの教育を受けている障害者と受けられなかった障害者の差は必ず現れています。教育できる支援学校を生活する市に造り地域に根のある支援教育をお願いします。	
44	特別支援学校の過密化・増加問題については、整備計画が示されたが過密化が緩和されたという実感が無い。具体的な対策を検討する市町村教育委員会と県教育委員会の合同検討会議を発足できないか。	
45	市町村との協議も進めて新設校設置の可能性を探ることを「今後の計画推進に向けて」に追加してほしい。	本計画に基づき策定した「県立特別支援学校整備計画」に同様の内容を表記しています。
46	自閉症の特性に応じた教育課程の研究指定をしても根付いていない。自閉症に特化した特別支援学校が必要と考えます。そのような学校が自閉症スペクトラムに対してセンター的役割を果たし、また専門性を一定水準で提供していけるのではないか。	自閉症に特化した特別支援学級や特別支援学校の設置については専門性の高い教員の確保や教育課程の編成など検討すべきことも多く、今後の計画推進の中でその対応を検討してまいります。
47	今までの高等学校内での特別支援教育体制の他に、今後特別支援教室の必要性が出てくるのではないか。	特別支援教室については、引き続き国の動向に注視してまいります。
48	肢体不自由特別支援学校児童生徒数の事が触れられていない。	本計画に基づき策定した「県立特別支援学校整備計画」の中で、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数やその整備について触れています。
49	12、13ページ及び第5章について 特別支援学校及び特別支援教育の充実反対です。医療的ケアが必要な子どもたちは県内の特別支援学校に132人しかいません。一方普通学校には小・中学校で34人（平成23年度文部科学省調査）います。医療的ケアが必要な子どもが、最も通学至便な地域の小・	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるよう、特別支援教育の推進に努めてまいります。

	中学校に通うのは最も安全で理にかなったことです。学校に看護師が配置されている自治体も増え、校舎のバリアフリー化やエアコンの設置等も進んでいます。センタ的機能も不要です。支援学級も支援学校も作らないで下さい。	
50	第V章2.「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実」(2)「自閉症に応じた教育内容の実践研究及び適切な教育課程の編成」について、自閉症に特化した教育研究を行い、指導方法の改善を進めてきたとのことですが、現在のような指定校における2～3年程度の期間での事業では、一人ひとりの児童生徒の卒業後の自立までを見据えた自閉症教育の研究と、指導方法の確立は困難であると思います。自分は成人した自閉症者の保護者ですが、小学校から特別支援学校高等部まで学校との連携による自閉症に対応した教育環境づくりにより、現在の我が子のある程度自立した生活が得られたものと、12年間の学校生活を振り返って感じております。そこで、自閉症に特化した教育の推進のために、学齢期すべてにわたる自閉症に対応できる教育環境のもとで、長期的、連続的な取り組みの継続可能な自閉症専門の特別支援学級、理想的には自閉症専門の学校を設置するような、一貫した自閉教育の場を作ることが必要と思ひ、要望いたします。一人ひとりの児童生徒の卒業後の自立に至るまでの実証的裏付けをもつ事によって、自閉症に対応した教育内容・方法の研究と成果の蓄積と、それを生かした適切な教育課程の編成が可能と思ひます。	自閉症に特化した特別支援学級や特別支援学校の設置については専門性の高い教員の確保や教育課程の編成など検討すべきことも多く、今後の計画推進の中でその対応を検討してまいります。

## 6章 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援に関すること

	提出された御意見(概要)	県の考え方
51	高校の発達障害支援事業の研究や推進校指定の取組も重要だが、一般生徒の理解を推進していくことも重要。周囲の理解により、将来社会に出て生活できる力がつく支援が重要。県内の多くの学校で、こうした交流が図られる環境が作られることを望みます。	障害のある生徒とない生徒の相互理解の推進は特別支援教育の充実に必要な側面です。引き続き交流及び共同学習の充実に努めてまいります。
52	障害のある児童・生徒の理解と支援のために、地域と各教育機関や卒業後の就労などにつながる場が充実することを望みます	移行支援計画を有効に活用するなど、関係機関のネットワークの充実を推進してまいります。
53	高等部の教育を職業教育に特化したものではなく、後期中等教育の内容にふさわしい全人的な発達が保障されるものにしてほしい。学校は企業の下請け機関ではない。教員の企業体験実習や清掃検定の実施は本末転倒と考えます。県は企業へ雇用率達成率を上げる指導をしたり、雇用条件や環境整備に力を入れるべきです。	今後の後期中等教育の充実を進める際の参考にさせていただきます。
54	卒業後の就職率が示されているがその後の定職率が必要ではないか。	就労率とともに定着の状況についても情報を把握して施策に生かしていくことは重要と考えております。調査方法など労働機関との連携を図りながら対応を検討いたします。
55	高校生が受けられる通級指導的なものが必要。	高等学校における特別支援教育の支援体制づくりにおいて検討してまいります。
56	発達障害のある高校生への対応を前面に出した公立高校の設置(自立活動の指導も行える...)が必要。	発達障害のある高校生への対応については、今後も検討してまいります。

## 7章 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援に関すること

	提出された御意見(概要)	県の考え方
	御意見はありませんでした。	



## 8章 学校と教員の専門性の維持・向上に関すること

	提出された御意見（概要）	県の考え方
57	自閉症についての研究指定校にもなりましたが、指定が外れてしまえば、専門性の高い教員はどんどん異動してしまい、現在はそのころの面影はいずこに...といった感じで、年度替りには、専門性の高い教員に担任になっていただけるかどうかは、賭けのようなものです。ぜひとも、自閉症について専門性の高い教員を増やしていただきたいことと、自閉症に特化した学級、学校を作っていただきたいです。	専門性の維持・向上については、引き続き研修の充実に努めていきます。自閉症の特性に応じた教育については、研究成果を共有できる取り組みを進めていきます。また、自閉症に特化した特別支援学級や特別支援学校の設置については、自閉症に関する専門性を有する職員の確保など課題も多いことから、今後の計画推進における検討事項の一つとして引き続き研究してまいります。
58	特別支援教育の専門性の向上を図るため大学の教員養成の在り方、管理職を含めた教職員の研修の在り方や採用の仕方、適切な配置が必要です。また、退職した教職員の専門性を生かした支援体制を一層推進していく必要がある。	管理職を含む教職員が、特別支援教育に関する専門性を高めることは必須であり、引き続き研修体制の充実に努めてまいります。また教職員の専門性と各学校の運営状況を確認しながら、専門性を生かした教員の配置について検討してまいります。
59	センター的機能のための教員の加配を進めて欲しい。各特別支援学校のコーディネーターは休憩時間も十分とれず勤務時間外まで業務に従事する日々です。現行の定数内では校内の児童生徒の指導にあたる教員の数が減ってしまうので是非加配を増やして下さい。また定数に位置づけられるよう関係機関に働きかけて下さい。	センター的機能のための教員については、引き続き必要性が高いことを文部科学省に要望してまいります。
60	千葉県特別支援教育推進基本計画が真に県民のものになるためには大胆な予算配分が必要です。異校種間の人事交流は一定の効果があると思われませんが、毎年一つの職場で1/4～1/3の入れ替わりがある学校も珍しくありません。学部運営や継続的な指導に支障が出ています。現場の非正規雇用の増大は最大の問題です。安定した雇用条件があつてこそ専門性の維持・向上ができると考え、こうした現場の声を計画に反映して下さい。	特別支援教育の推進においては、異校種間の人事交流は有効と考えています。各特別支援学校の運営状況を把握しながら、適切な人事配置について検討してまいります。
61	研修充実はもちろんだが、特別支援学級担任をやりたいという気持ちがあれば研修効果は上がらない。特別支援学校枠の採用者を特別支援学級・通級担当にする、支援学級・教室は複数年の任用にするなどが必要である。マンパワーをアップする一番大切なことである。	マンパワーを効果的に活用していく方法として、参考にさせていただきます。
62	スクールソーシャルワーカーの蔵置	現在制度化されていないことから、先行事例等に注視してまいります。
63	特別支援学校のコーディネーターの育成を学校任せにするのではなく計画的に育成していかなければ、今後大きくインクルーシブ教育に転換したとき、特別支援学校が役目を果たしきれない。	特別支援学校や関係機関とも連携しながら効果的な人材育成に努めてまいります。
64	特別支援教育コーディネーターの指名は100%となっていますが、養成の研修の機会を増やしていただき、初めて指名された人が戸惑うことなく校内でリーダーシップを取り校内支援体制を充実させて下さい。	

### その他（1） 中間評価等の実施に関すること

	提出された御意見（概要）	県の考え方
65	今後もこの事業が、障害のある児童生徒にとって、それぞれの学校を卒業しても多くの支援や理解、協力が得られる社会づくりに役立つことを願います。	計画に基づき充実した取り組みを進めてまいります。

66	この「千葉県特別支援教育推進基本計画」は、千葉県在住の支援を必要としている方やそのご家庭にとって、より良い生活を送るためにとても重要であると認識しています。	本計画の推進に引き続き努力してまいります。
67	特別支援教育は「障害による学習上又は、生活の困難を克服するための教育」として障害克服を障害者自身に求める障害者差別の教育です。さらに、特別支援教育は、障害を理由に障害がある子どもを普通教育から排除する差別教育です。人間は皆同じです。どんなまやかしの言葉を使ってもそれは変わりません。特別支援教育は差別教育そのものです。私はこの教育には絶対に反対です。	特別支援教育は一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させていくもので差別化を図るためのものではないと考えています。
68	特別支援教育は大反対です。千葉県は特別支援教育をやめて障害のある子とない子が分けられることなく誰もが普通学級と一緒に普通教育を受ける教育を千葉県の教育方針とすべきです。特別支援教育は「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育」として障害克服を障害者自身に求める障害者差別の教育です。障害を理由に障害がある子どもを普通教育から排除する差別教育です。教育現場は共に学び育つ教育を願っています。	
69	マンパワー、ネットワーク、ツールなど前面に出しすぎるのは計画性の無さを表現しているように思います。	
70	今後5年間の単年度毎の具体的な短期目標を掲げその達成度を追っていく等の具体的施策が必要ではないか。	取組が表面的にならぬよう、計画推進に向けて全力で取り組んでまいります。
71	今後5年間の単年度毎の具体的な短期目標を掲げその達成度を追っていく等の具体的施策が必要ではないか。	スモールステップで取組の進展状況を把握することは御指摘の通り大切なことと認識しています。平成19年度の計画策定後、取り組みの進展状況については、毎年度取組票を作成し、こまめに把握・評価してきています。計画推進の後半5年についても引き続き取り組み票による把握・評価に努めてまいります。
72	ハンドブックとか資料の作成の必要性はわかるが小手先の事が多すぎる。優先順位が違うと思う。	今回の中間評価では、本計画の基本的な骨子（6つのテーマと20の取組）は今後5年間も重要課題であることを再確認しています。これまでの取組を更に充実させる手法として補完的な資料を作成してまいります。
73	素案全体について 特別支援教育に反対します。特別支援教育を推進することに反対です。特別支援教育は障害による困難の克服を障害者に求めるものであり、障害者が障害のない人と一緒に地域で育ち、学び生きていくことを阻むものとなっています。変わるべきは普通教育の在り方です。特別支援教育は、時代遅れの古い障害者観を障害者に押し付け、障害者を排除する差別教育です。この計画そのものに反対です。	特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導、必要な支援を行うもので、将来、地域社会で生活していくために必要なものと考えます。

## その他（2）

	提出された御意見（概要）	県の考え方
73	発達障害のある子どもは運動が十分できないことが多く、適切な体育の指導が受けられない。柏市では発達障害のある子どものスポーツができる環境が充実し、NPOが学校の授業（体育）の支援体制を作っている。運動への支援が県内に広がると良い。学習環境のみでなく、生活全般、運動面での充実も計画に含めて欲しい。	障害の特性を踏まえ、十分な運動に取り組める環境を充実させることは重要と考えます。今後の計画推進の参考にさせていただきます。
74	特別支援教育に反対します。我が子は小学校3年生で知的障害をもつダウン症です。普通学級に通っています。校長先生をはじめ担任、クラスの友達は我が子を友だちの一人としてみとめてくれ、声をかけてくれたり助けてくれたり、普通学級にいるからこそ得られる安心した幸せな環境です。遠く離れた特別支援学校や普通学級とは違った特別支援学級では決して得られないものです。	全ての幼児児童生徒は価値ある存在、尊重される存在として認められることを、本県の特別支援教育の基本的考えの一つとして示しています。それぞれの必要とする学びの場、機会、環境について本人、保護者の御意見を伺いながら総合的に就学相談を進めています。

75	障害をもつことは不幸ではない。理解されないことが不幸です。	共生社会のもとになる特別支援教育の推進と、その理解・啓発に一層努めてまいります。
76	普通学級に在籍していながらも特別支援教育があるために何かあると「そちらに行ってください」といわれるのではないかと心配。子どもたちを分けない教育が必要です。合理的配慮さえあれば障害があっても健常児と共に学校生活を送れる、共に歩む社会を構築するためにも子どもたちを分けてはいけないと思う。	ニーズに応じ一人一人が安心できる教育環境づくりは大切です。国の特別委員会等で示される方向性に注視するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制づくりに引き続き努力してまいります。
77	内因性的の問題、性同一性障害、虐待、家庭が不安定な子のフォローなどの支援のビジョンを描かないと、障害に特化した特別支援教育にしかならず、以前の特殊教育と変わらない。	「特別な支援を必要とする」児童生徒への支援も、障害のある児童生徒への支援も、共に関係者・機関の連携が不可欠です。効果的な連携、多面的な連携について、特別支援教育推進の課題として検討してまいります。
78	今必要なのは、おおもとの県の教育委員会と福祉課と連携していくこと。他の組織の連携を促すとともに具体的に何を連携していくのかを明確にすることが必要。	関係課と一層の連携に努めてまいります。
79	児童虐待防止法、障害者虐待防止法が制定され、特に前者では学校に早期発見等の義務があることが指摘されている。特別支援教育の推進には、そのベースで虐待防止の視点は不可欠だと思う。加えて日本における障害者差別禁止法制定に向けた国の動きについても言及してほしい。	第1章の中間評価と今後の推進の中で、千葉県の特別支援教育推進の考え方として、国の動向に触れる事が必要と考えており、記載について検討します。
80	今後の特別支援教育の取組に期待しています。	推進に一層努力してまいります。
81	私の子どもは知的障害がありますが、障害があってもみんなと一緒に生活していくのが当たり前だと思い、特別支援教育を断って、地域の普通学級で学んできました。その中で、特別支援教育は、障害児を特別な見方で見てみんなから引き離すひどい教育だと実感してきました。この「中間評価と今後の推進」を見ても、支援という名の包囲網を築き、勝手に描いた障害者の幸せの中に押し込められるような怖さと気持ち悪さを感じ、やめてくれ!と言いたくなる気持ちと共に憤りを覚えます。これがまずは率直な感想であり意見です。	
82	以下特別支援教育とは直接関係がありませんが、教育全般についての意見です。高校について高校進学を希望する全ての子どもが高校で学べるようにするべきです。知的障害の高等部が急増しているのは、これまでなら高等学校に進学できていた生徒たちが、通級によって高校進学をあきらめざるを得ない実態が増えたからです。高校の勉強をしていないため、教育格差の底辺に在ることになります。教育格差は賃金格差となりやすく、貧困により福祉依存が高くなります。また、低教育の労働者は低賃金の物言わぬ労働者として権利を奪われる状況になりやすいという現実もあります。これは棄民政策と言っても過言ではありません。子どもたちから、本当は高校に行きたかった、大学にも行きたかった、でも特別支援学級の先生からは高等部に行くように強く指導されたという悲しい相談もあります。子どもたちから学ぶことを奪わないで欲しいと思います。	全ての幼児児童生徒は価値ある存在、尊重される存在として認められることを、本県の特別支援教育の基本的考えの一つとして示しています。一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるよう、特別支援教育の推進に努めてまいります。
83	特別支援教育は断わることができることを明確にするべきです。障害のある子どもは全て特別支援教育の対象者とされることは、特別支援教育を受けたくない親子にとっては非常に迷惑です。就学の仕組みを改め、地域の学校の普通学級入学を基本とし、本人保護者の希望によって就学先を決定するようにしてください。	県では、市町村教育委員会の就学事務が保護者の意見を円滑に進められるよう取り組んでいます。本人、保護者、教育委員会が十分話し合い適切な就学先を決定していくことが大切と考えます。
84	アンケートが実践に反映されない。形骸化していて何年やっても問題点が改善されなかった。うちの子は小麦アレルギーでパンと麺類が食べられないので高等部3年間バックご飯を	児童生徒一人一人の適切な支援に努めてまいります。また、年齢別の登校時間の在り方やスクールバスの小型化等について

<p>チンした給食だった。家から持っていくご飯は食中毒を起こす可能性があるからという理由だが、普通の小中学校ではずっと自宅の弁当持参で一度も問題は起きていない。どこが特別支援かさっぱり意味がわからない。保育園の頃は市の給食でアレルギー食を特別に作ってもらっていたというのに。進路指導の担当に福祉制度と法律の知識が欠けている。保護者の方がよほど詳しい。うちの子は障害児施設から高等部に通っていたので進路相談は、なしに勝手に措置延長をされて大変困った。障害児施設の子どもを差別しないでほしかった。小学部のこどもと高等部の生徒が同じ時間に登校し下校するのは体力的にもおかしい。年齢なりの登校時間にすべきだ。バスの都合でできないならもっとこまわりのきく小型の車に対応できないのか。5年たっても問題点は少しも改善していない。やる気のない教員が目立つ。バスに乗り遅れると車を運転できない親の子どもは支援学校を欠席していた。給料などの官民格差が広がり教員は、一般の家庭の状況を把握できていないのか、あるいは理解する気がないのではないのか。すべて親の自己責任にされる。</p>	<p>の御意見は、今後の検討課題の一つとして参考にさせていただきます。</p>
--	---

## 5 用語解説

◆の用語は、この「中間評価と今後の取組について」の冊子の中に記載があるものです。

◇の用語は、「千葉県特別支援教育推進基本計画」の中に記載があるものです。

[あ行]

### ◆アセスメント

「実態把握」や「教育評価」の意味で使用される。

### ◆異校種

学校教育法第1条に示された幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれの違いをさす言葉として使われる。例えば「異校種間連携」という言葉で、小学校と中学校間の連携に用いられる。

### ◆医療的ケア

看護師が配置されている特別支援学校において、教育課程のもとで行う日常的・応急の手当てのこと。具体的には、①咽頭より手前の吸引、②咳や嘔吐・喘鳴等の問題のない児童生徒等で、留置されている管からの注入による経管栄養、③自己導尿の補助、④その他、医師の指示で認められている範囲のもの。

### ◆WISC-Ⅲ（ウィスク・サード）

→心理検査の項を参照

### ◆ST

→言語聴覚士の項を参照

### ◇ADHD

→注意欠陥多動性障害の項を参照

### ◇NPO

民間非営利活動団体。広義には、市民団体、ボランティア活動の推進団体、公益法人の一部を指すが、これらの活動を行う団体に法人格を与えるために制定された特定非営利法人法に基づき、所轄庁の認証を受けた法人をさす場合が多い。

### ◇LD

→学習障害の項を参照

### ◆OT

→作業療法士の項を参照

[か行]

### ◆概念形成

個々の事物・事象に共通する性質を抽象し、まとめ上げることで生活体内に作られる内的表現を一般に「概念」という。その概念を作り出す過程を概念形成という。例えば、「バス」「くるま」「船」「飛行機」「自転車」などの個々の概念を「のりもの」という概念にまとめ上げていく過程を概念形成という。

### ◆ガイドヘルプ

視覚障害者に付き添って歩行の介助や誘導をする活動のこと。その活動を行う人を

ガイドヘルパーという。

#### ◆輝け！ちば元気プラン

県民の「暮らし満足度日本一」を基本理念として、千葉県の10年後の目指す姿と、これを実現するため3年間で取り組む政策・施策を総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画。

#### ◆学習指導要領

学校教育法施行規則に基づき、教育課程の基準として文部科学大臣が告示するもの。

#### ◇学習障害

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

#### ◆学校開放講座

千葉県では、学校の物的資源（施設、設備、教材・教具）や人的資源を地域住民の生涯学習の機会に資するため、あるいは学校と地域との連携・交流を深める機会に資するため学校開放を積極的に進めている。

#### ◆学校間交流

障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要である。

交流及び共同学習は、障害のある子どもにとって有意義であるばかりではなく、小・中学校等の子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会となっている。特に、この「中間評価と今後の推進について」の中では、小・中学校や高等学校と特別支援学校との交流を指している

#### ◆過密化

→県立特別支援学校整備計画の項を参照

#### ◇CAS（キャス）

→千葉県発達障害者支援センターの項を参照

#### ◆キャリア教育

文部科学省の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引き」（平成18年）の中で、キャリア教育の意義について、「『生きる力』を育成するという基本的な考えに立ちつつ、学校教育に求められているのは、『学ぶこと』と『働くこと』を関係付けながら、子どもたちに『生きること』の尊さを実感させる教育であり、社会的自立・職業的自立に向けた教育である（以下省略）。」と説明されている。

#### ◆教育事務所

千葉県教育委員会の行政組織には「教育庁」（本庁）と「教育機関」とがあり、教育事務所は本庁の事務の一部を分掌している。教育事務所は県内に5か所ある。

（葛南教育事務所、東葛飾教育事務所、北総教育事務所、東上総教育事務所、南房総教育事務所）



#### ◆居住地校交流

特別支援学校に籍を置く児童生徒等が、居住地のある小・中学校等において行う交流及び共同学習を「居住地校交流」と呼び表している。

#### ◇グループホーム

病気や障害などで生活に困難を抱えた人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数で、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のことである。そこでは、地域社会に溶け込むように生活することが理想とされる。

現在、厚生労働省では障害のある人の福祉施設での生活から地域生活への移行を推進していくため、国土交通省と連携してグループホームやケアホームなどの整備促進を図っている。

#### ◆K-A-B-C（ケー・エービーシー）

→心理検査の項を参照

#### ◆言語獲得

一般的には、人が特定の言語を使用できるようになることをいう。特に、幼児期に行われる第一言語獲得のことをさしている。障害のある幼児児童においては、言語の受容から表出に至る過程のいずれかに困難を有する場合があります。語彙を増やしていくことや話し言葉や書き言葉として使用することが停滞しやすくなる。そうした語彙を増やし、言葉を使うことを広げていく学習過程を「言語獲得」とよび表している。

#### ◆言語聴覚士

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者。

#### ◆県立特別支援学校整備計画

千葉県の特設支援学校における児童生徒数の著しい増加と、それに伴う教室不足や施設の狭隘化の解消を図るため、平成23年3月に策定した計画。

#### ◆後期中等教育

日本では、学校教育を学習する年齢の段階に応じて「初等教育」「中等教育」「高等教育」の3段階に分けている。中等教育を前期と後期に分け、後期中等教育では、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程が相当する。

#### ◇高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

#### ◆校内体制

各学校が特別支援教育を推進するために、学校内に整備する組織体制やその取組を指す。具体的には、①特別支援教育コーディネーターの指名、②特別支援教育に関する校内関係者による校内委員会の設置、③個別の指導計画を作成したり、保護者や関係機関との連携を図ったり、研修体制を整えたりすること等の取組が円滑に進められるような組織体制を構築することが必要。

#### ◆交流及び共同学習

小・中学校等と特別支援学校、小・中学校の通常の学級と特別支援学級、学校と地域の人たちの間で行うなど障害のある子どもと障害のない子どもと、あるいは地域の人々が活動を共にすることを指す。相互のふれあいを通じて人間性を育む「交流の側面」と、教科等のねらいの達成を意図した「共同学習の側面」があるが、一体的に捉えることが重要である。

交流及び共同学習は、平成16年に障害者基本法の中で推進が規定されるとともに、新学習指導要領においても明確に位置づけられている。

#### ◆子どもと親のサポートセンター

千葉県の教育相談施設の1つ。千葉県子どもと親のサポートセンターでは、子ども（幼児・小・中・高校生など）・保護者・教職員等から、いじめや不登校など子どもたちに関わる相談を、電話・来所・Eメール・FAXにて受けている。

#### ◆個別移行支援計画

卒業後への移行の時期に作られる個別の教育支援計画のこと。

#### ◆個別の教育支援計画

「個別の支援計画」の1つで、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った教育計画。一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。

また、保護者の参画や意見等を聞くことなどが求められる。将来の社会自立を見据えた立場から教育目標等を設定するとともに、障害者本人を支援する地域社会のネットワーク等も記載され、的確な教育支援を行うために活用される。

#### ◆個別の指導計画

指導を行うための細かな計画をいう。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

#### ◆コミュニケーション手段

聴覚障害教育においては、日常のコミュニケーションの機会が言語獲得の機会そのものであるという捉え方から、コミュニケーションを取るための方法で、かつ言語獲得につながる方法を、特にコミュニケーション手段としている。具体的には、音声（話し言葉）、文字（書き言葉）、手指サインを活用する方法（キュード・スピーチ）、手話などである。

#### ◆コンテンツ

中身、目次の意味。

[さ行]

#### ◆作業療法士

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は精神障害のある人に、手芸工芸、その他の作業を行わせ、主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。

#### ◆支援部／相談部

特別支援学校には地域におけるセンターとしての役割を果たしていくことが期待されて

おり、教育相談や研修支援などの業務を推進していく必要がある。各特別支援学校では、これらの役割を果たしていくため、校内の分掌組織に「地域支援」や「教育相談」の事務に専ら対応する部署を設けている。それらの分掌は「支援部」とか「相談部」と呼び表されている場合が多い。

#### ◆支援員

→特別支援教育支援員の項を参照

#### ◆悉皆研修

千葉県では、教員の資質及び専門性の向上を図ることを目的に多くの研修の機会を設定している。特に、初任者、5年又は10年経験者など、主要な階層ごとに研修の場を設定し、その年度（階層）に該当する職員は原則受講を必須のものとしており、そうした研修を悉皆研修と呼んでいる。

#### ◆児童生徒の増加

→県立特別支援学校整備計画の項を参照

#### ◆社会人ボランティア

特別支援教育に関する専門性を有する社会人をボランティアとして養成し、必要な学校に派遣したり、市町村教育委員会に人材として紹介したりするなどの事業を行った。

平成20年度から22年度まで実施されており、199人が社会人ボランティアとして養成・登録された。

#### ◆就学前

義務教育に就学する前の段階。

#### ◆巡回相談員

国の特別支援教育総合推進事業の委託を受けた都道府県教育委員会が、発達障害を含む障害に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱。

巡回相談員は、推進地域内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を定期的に巡回し、当該学校の教員等に、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言等を行う。

#### ◆巡回による指導

通級による指導の一形態。通級指導担当者が兼務発令などを受けることで、本務となる学校以外の学校を巡回し、そこで通級による指導を行うこと。

#### ◆就労支援ネットワーク

千葉県では特別支援学校の進路指導、特に就労支援に関して、特別支援学校及び就労に関係する諸機関との連携を強化・充実させていくために、就労支援ネットワークの構築を図っている。特に特別支援学校が、就職先の開拓を効率的に行うために、情報の共有と有効活用を図るためのネットワークを構築して、その実現を目指すものである。

#### ◇就労移行支援事業

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業。

#### ◆就労支援コーディネーター

千葉県が進める就労支援ネットワーク構築の取組の中で、県立特別支援学校において指名される就労に関するコーディネーター。学校の進路指導主事等と協力して実習先の

開拓や就労に関する情報について、関係校との連絡調整役を担う。平成24年度現在で県立特別支援学校の中で18校に19名の特別支援教育コーディネーターを指名している。

#### ◆就労支援ガイドライン

正しくは「千葉県立特別支援学校就労支援ネットワークに関するガイドライン」。特別支援学校が有する就労に関する情報の共有化と有効活用を図るために策定されたもの。①就労支援ネットワークの構築と機能 ②就労支援コーディネーター連絡協議会 ③就労支援コーディネーターの任命／役割 ④関係会議の開催と連携 ⑤実習・就労に関する事務等の内容で構成されている。

#### ◆障害者基本法

昭和45年に、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念や国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と福祉の増進を目的として制定された法律。

#### ◆障害者就労支援基盤整備事業

国の障害者雇用対策の1つとして進められている事業。具体的には、特別支援学校等の生徒及びその保護者を対象に、一般雇用や雇用支援施策に関する理解の促進を図るセミナー（就労支援セミナーを実施したり、ハローワークと特別支援学校が連携したりして、職場実習の機会確保を図ること）などがある。

#### ◇障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく施設。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

#### ◇ジョブコーチ

障害のある人が実際に働く職場において、障害のある人、事業主、障害のある人の家族に対して、職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う者。

#### ◇自立活動

特別支援学校の学習指導要領に定められた一領域。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度、及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目的としている。

#### ◆人材バンク

専門性を有する人材（マンパワー）の確保を目的に、今後の計画推進の中で人材リストを作成し、人材を必要としている学校が容易に人材の情報が入手できるようにすることを旨とする。

#### ◆心理検査

教育相談機関や学校等において実施される心理検査の多くは、知能検査や発達検査に類するものである。障害のある幼児児童生徒に実施されることが多い心理検査には、WISC-Ⅲ、K-ABCなどがある。WISC-Ⅲは、全体的知能水準に加え、言語性、動作性という個人内差で知能構造を明らかにする。K-ABCは、子どもの知的能力を、認知処理過程と知識・技能の習得度の両面から評価し、得意な認知処理様式を見つけ、それを子どもの指導・教育に生かすことを目的としている。

#### ◆センター的機能

文部科学省は、特別支援学校に期待されるセンター的機能を以下のように例示している。

- ①小・中学校等の教員への支援機能
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

#### ◆専門家チーム

各市町村教育委員会が、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する組織で、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家における研修会への派遣や、市町村教育委員会からの要請に基づく派遣などに対応している。

#### ◆ソーシャルスキル

一般的には、社会生活を営むのに必要な社会的な適応力をいう。特に障害のある児童生徒の場合、自他との関わりや社会との関わりの中で、自己形成、対人関係、社会的適応について困難となることが多いことから、適応力を高めるための様々なスキルの指導が実践されている。

#### ◆増加対策

→県立特別支援学校整備計画の項を参照

[た行]

#### ◆第4次千葉県障害者計画

障害のある人が一番暮らしやすい県を目指し、千葉県における障害のある人に対する総合的な支援施策をまとめたもので、平成21年1月に策定された。

#### ◇千葉県発達障害者支援センター

発達障害者支援法に規定された業務を行う機関をさす。主な業務として、発達障害の早期発見、発達障害者及びその家族に対する相談や助言、就労の支援等を行う。千葉県には現在「千葉県発達障害者支援センター（CAS）」がある。

#### ◇千葉県障害者就業キャリアセンター

就労を目指す障害者に対し、職業生活を円滑に進める上で必要な職場の基本的なルール、作業遂行能力、基本的な労働習慣等を体得するための支援を行う。

#### ◇注意欠陥多動性障害

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来たすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

#### ◆通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害の応じた特別の指導や教科学習の補足的指導を、特別の指導の場で行う教育形態。平成5年から実施されている。

#### ◇チーム・ティーチング

指導体制の1つとして、複数の教員が協力して指導にあたる場合をいう。具体的には、指導計画の立案、教材・教具の作成、計画にそった指導、評価などを協力体制で行う。

#### ◆特殊学級

→特別支援学級の項を参照

#### ◆特別支援アドバイザー

千葉県が、小・中学校等に在学する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の指導・支援に関して、助言・援助を行うことを目的に配置されている特別支援教育に専門性を有する非常勤職員。

#### ◆特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととなっている。

#### ◆特別支援教育コーディネーター

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもとに、小・中学校又は特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る役割を担う者。具体的な役割として、小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、①学校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、これら①及び②の機能と併せて、③小・中学校等への支援、④地域内の特別支援教育の核として関係機関との連携をより密接にしていくことなど、地域支援の機能が加わっている。

#### ◆特別支援教育支援員

小・中学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒の、食事、排泄、移動等、学校における日常生活の介助や、学習支援や安全確保などの学習活動上のサポートを行う。国の地方財政措置により、各市町村において配置が進められている。

#### ◆特別支援教育総合推進事業

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導・就学相談、外部専門家による巡回指導、学生支援員の活用などを実施する等、各自治体が進める特別支援教育推進に係る取組を総合的に支えていく事業。具体的には、国が様々な事業を都道府県に委託する形で進められている。

#### ◇特別支援学級

学校教育法の規定により、特別な教育課程を行うことを目的に、小・中学校等に設置される学級。

#### ◇特別支援学校

従来の盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えて一本化したもの。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

#### ◇特別支援教室（仮称）

通常の学級に在籍した上で、障害の特性に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を、必要な時間のみ、特別な場で教育や指導を行う形態。

#### ◆特例子会社

親会社が、障害のある人が働きやすいよう、就業規則や設備環境に特別の配慮をして設立した子会社。障害者雇用促進法では、障害者雇用義務を個々の事業主ごとに課しているが、「障害者雇用のために特別の配慮をしている」と公共職業安定所長から認定を受けた場合、障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度において、特例的に子会社は親会社の同一事業所としてみなされる。

[な行]

#### ◇認定こども園

幼稚園や保育所等において、0歳児から就学前の子ども全てを対象に、保育と教育の一体的な提供や、地域の子育て支援を行う機能をもつ施設で、都道府県が認定したもの。認定されると、幼稚園であれば子どもを預かる時間が8時間まで延長でき、保育所であれば就労を問わず入所できる。

#### ◆認定就学者

平成14年の文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒の就学について」の中で、以下のように規定されている。

盲者(強度の弱視者を含む。)、聾者(強度の難聴者を含む。)、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で学校教育法施行令第22条の3に規定する盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき障害の程度(以下「就学基準」という。)の児童生徒については、市町村の教育委員会が障害の状態に照らして、小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者(以下「認定就学者」という。)(以下省略)。

[は行]

#### ◆発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

#### ◆パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

#### ◆バリアフリー

高齢者や障害のある人の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的な障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障害のある人を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリア）を取り除く

(フリー) ことをいう。

◆ヒヤリハット

重大な災害や事故には至らないものの、事故となってもおかしくない一歩手前の事例の発見をいう。ミスにヒヤリとしたり、ハッとしたりすることから、ヒヤリハットという。

◆PT

→理学療法士の項を参照

◆フレッシュ・サポート事業

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援の充実を目的に、千葉県が平成19年度から実施している事業。協力する大学と連携し、幼稚園、小・中学校、高等学校から要請があった場合に、登録してある学生ボランティアを派遣するもの。

◆ポテンシャル

一般的には、潜在的な能力、可能性のある能力と訳される。

[ま行]

◇マザーズホーム

発達の遅れや障害のある子どもに対して、健全な育成を図るための親子の通園施設。いろいろな遊びや規則正しい生活を繰り返すことで、保護者とともに子どもたちの心と体を育てることを目的としている。

◆みんなで取り組み「教育立県ちば」プラン

日本をリードする教育県を目指し、子どもたちが郷土を愛し、真の国際人として活躍できる「教育立県ちば」の実現に向けて、策定した千葉県教育振興基本計画。「ふれる」、「かかわる」、そして「つながる」というキーワードのもと、3つのプロジェクト（夢チャレンジプログラム、元気プロジェクト、チームスピリットプロジェクト）と14の施策からなり、特別支援教育の推進については、元気プロジェクトの施策6として大きく位置付けられている。

[ら行]

◆ライフサポートファイル

障害のある子どもとその家族が、成長に応じて適切な支援を継続的に受けられるように、支援の記録や関係機関との連携状況を記録したファイル。自治体（市町村）により名称も様々である。平成23年度現在で、県内54市町村のおよそ半分が、作成・活用を進めている。

◇ライフステージ

人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階。

◆理学療法士

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は障害のある人に、基本的動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持及び予防のため、運動療法や物理療法（温熱、電気治療等）を用いて、日常生活が送れるように支援する医学的リハビリテーションの専門職をいう。



◆療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある幼児・児童及びその家族、障害に関して心配のある方等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

◆臨床心理士

財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格。臨床心理学を学問的基盤に、心の問題の援助・解決・研究に貢献する専門家として認定する資格。